

改正建設業法と法令遵守について

令和6年10月～12月
中国地方整備局 建政部

全体目次

第 1 章	建設業を取り巻く現状	2ページ
	・ 建設産業の役割と課題 ・ 就業者数、賃金等の推移 ・ 建設業の賃上げに向けて ・ 働き方改革に向けた週休 2 日工事等の実施状況	
第 2 章	第三次・担い手 3 法の概要	13ページ
	・ 第三次・担い手 3 法（令和 6 年改正）の全体像 ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要 ・ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要 ・ 改正事項及び施行時期等について	
第 3 章	適正な施工体制について	26ページ
	・ 建設業法における技術者制度 ・ 建設業法における工期の適正化 ・ 質問が寄せられることの多い事項	
第 4 章	最近における法令等の改正	57ページ
その他（参考資料）		62ページ
	・ 建設業法令遵守ガイドライン ・ 建設キャリアアップシステム ・ 違反の多い事項 他	

※ 本研修資料は、本省建設業課・建設市場整備課作成資料をもとに中国地方整備局建設業法令遵守推進本部で編集した資料をもとに構成

※ 各章における直轄工事関係施策については技術管理課作成資料を使用

第1章 建設業を取り巻く現状

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

(一社)仙台建設業協会
地震発生直後より避難所の
緊急耐震診断等を実施。
同日18時には若林区にて
道路啓開作業を開始。



熊本地震

(一社)熊本県建設業協会
地震発生直後より県との
「大規模災害時の支援活動
に関する協定」に基づいて
支援活動を実施



通行不能の交差点での応急工事



道路啓開(倒木・土砂の撤去)

【インフラメンテナンスの必要性】

社会資本の老朽化による被害



米・ミシシッピ川の高速度道路橋の落橋
(2007年) (出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋の落橋
(2007年)

現下の建設産業の課題

【建設業の働き方改革の促進】

長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

【建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

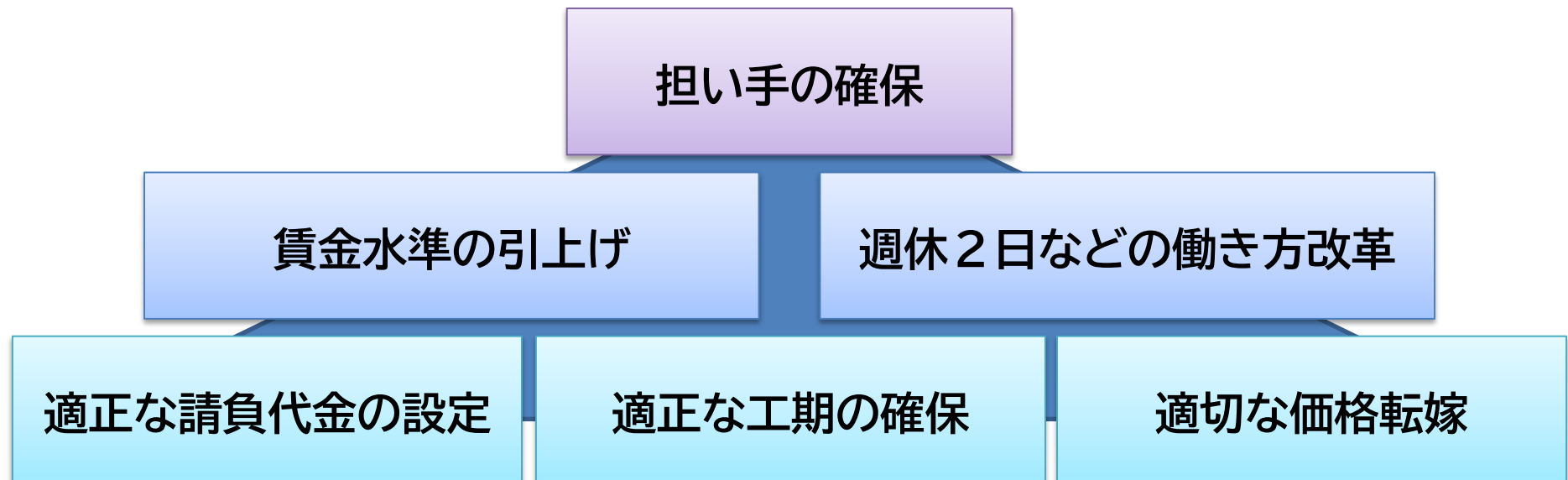
【持続可能な事業環境の確保】

地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

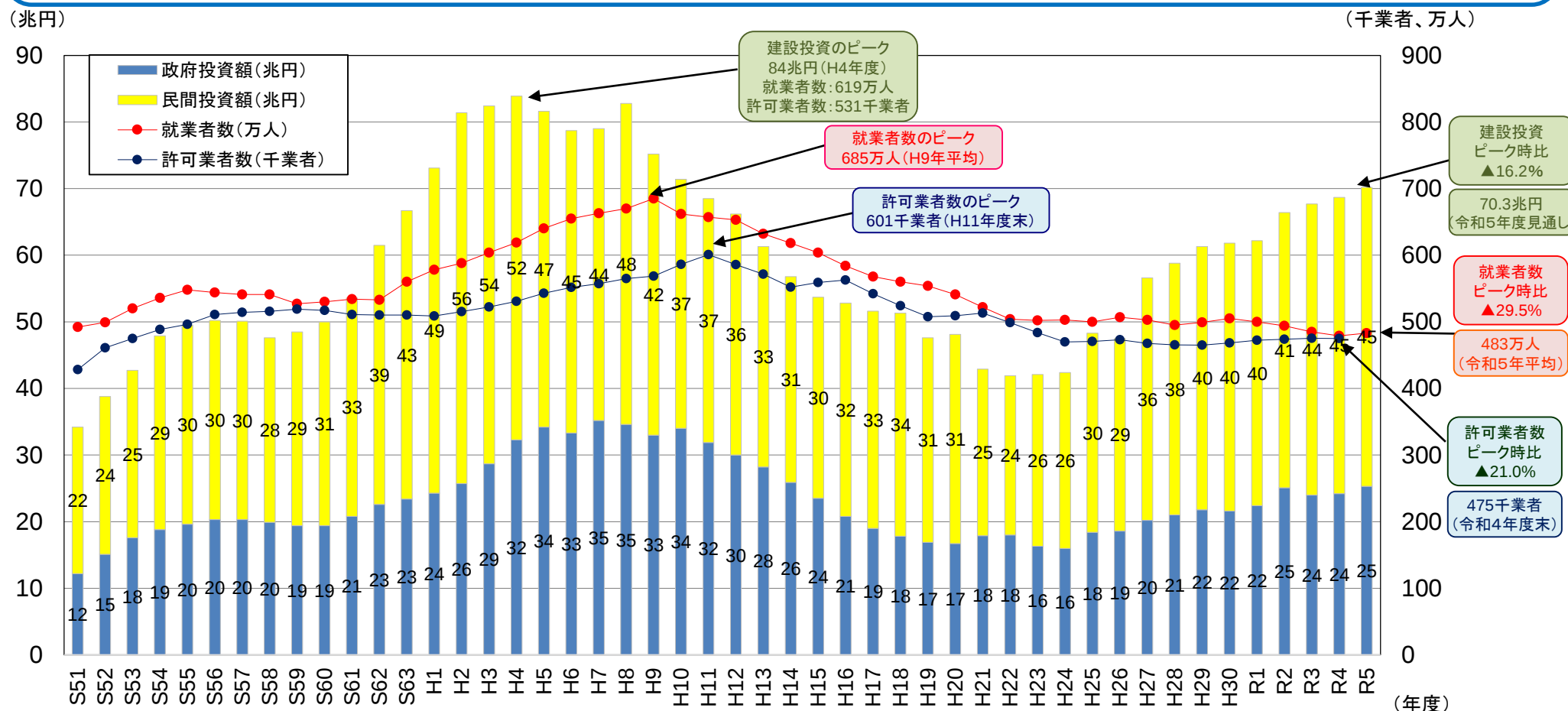
建設産業の喫緊の課題

- 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には地域の復旧事業等を担うなど、国民生活や社会経済を支える重要な存在。
- 建設業が将来にわたってこのような役割を担っていくためには、担い手の確保が重要であり、建設業における「賃金水準の引上げ」や「週休2日などの働き方改革の推進」に取り組むことが必要。
- また、昨今の物価高騰への対応として、原材料費等の価格上昇を反映した請負代金等の設定が図られるよう、適正な価格転嫁のための環境整備を促進。



建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和4年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

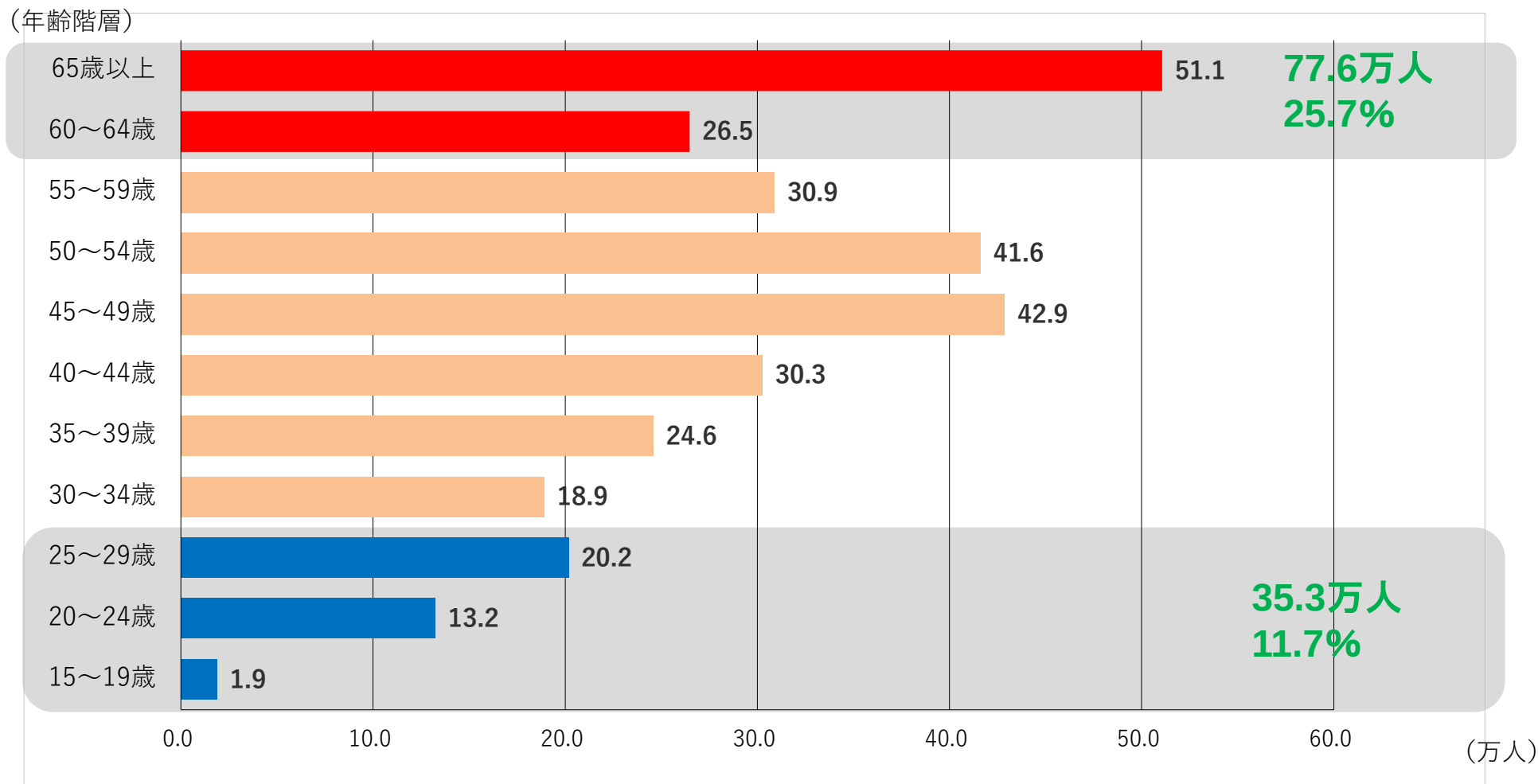
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

年齢階層別の建設技能者数

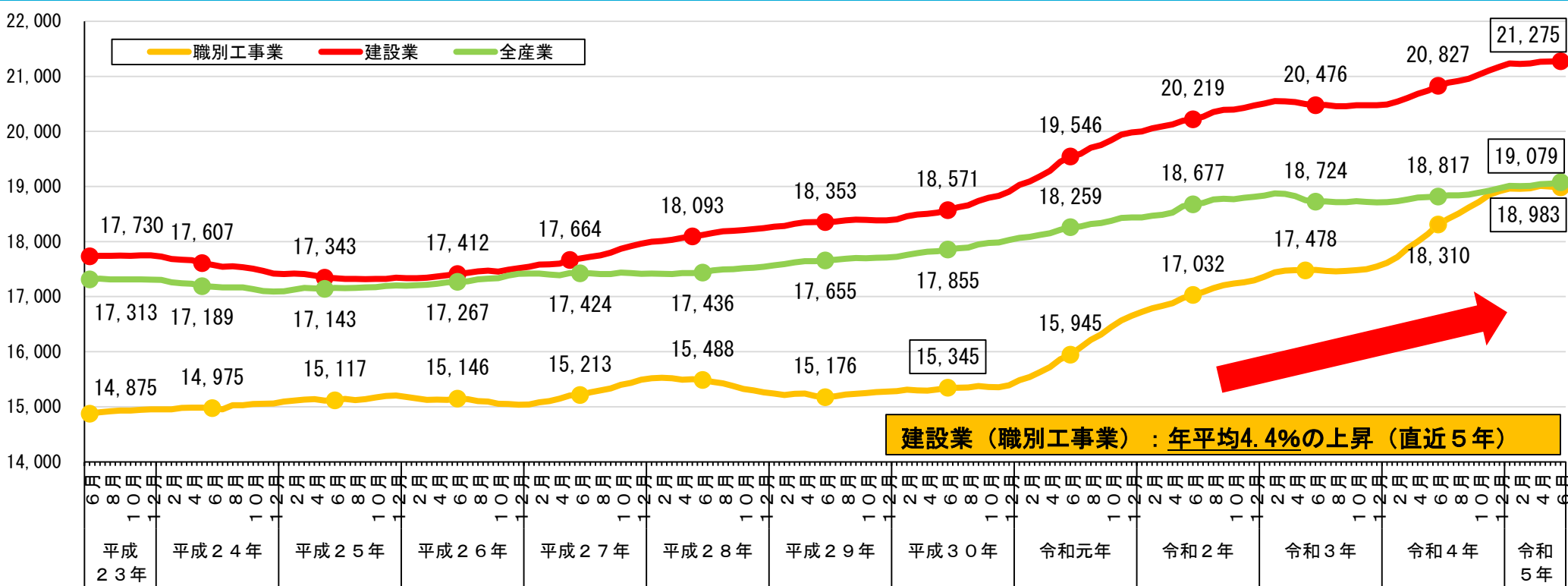
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

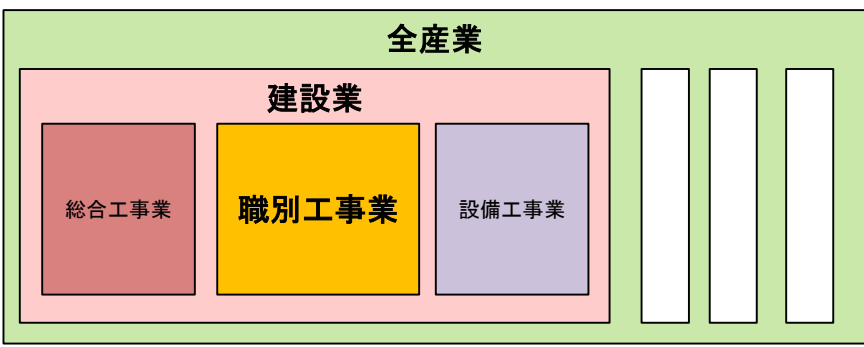
建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移



建設業(職別工事業) : 年平均4.4%の上昇(直近5年)

※所定内給与および特別に支払われた給与の和を所定労働時間8時間あたりに換算
 ※ボーナスを含み、超過勤務手当を含まない

(産業分類のイメージ)



(定義)

建設業

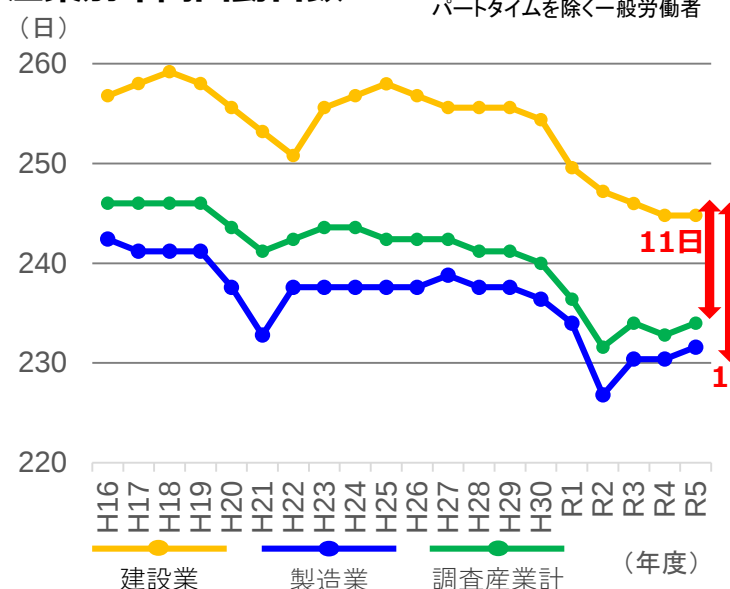
主として注文又は自己建設によって**建設工事**を**施工する事業所**が分類される
 (ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

職別工事業

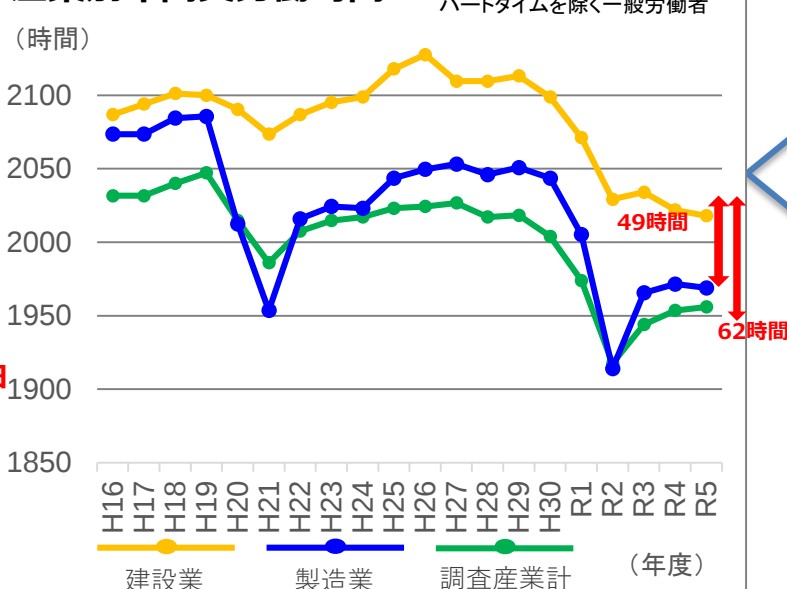
主として**下請**として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される
 (ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

建設業における働き方の現状

産業別年間出勤日数



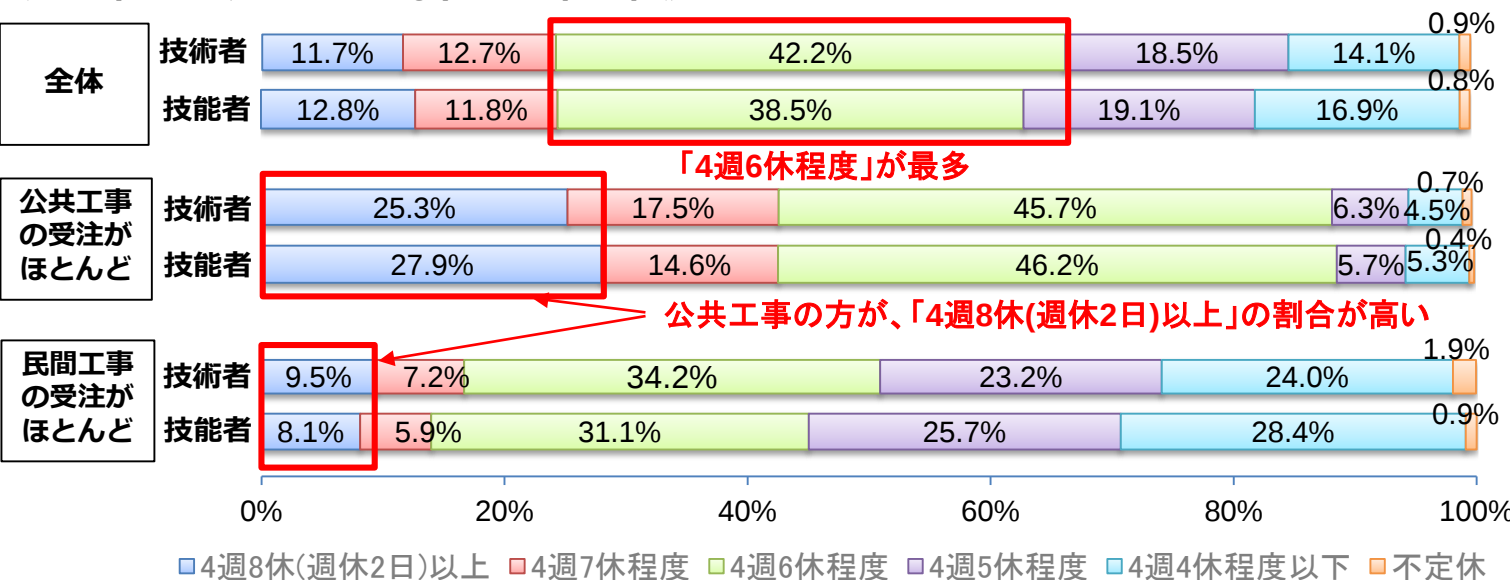
産業別年間実労働時間



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



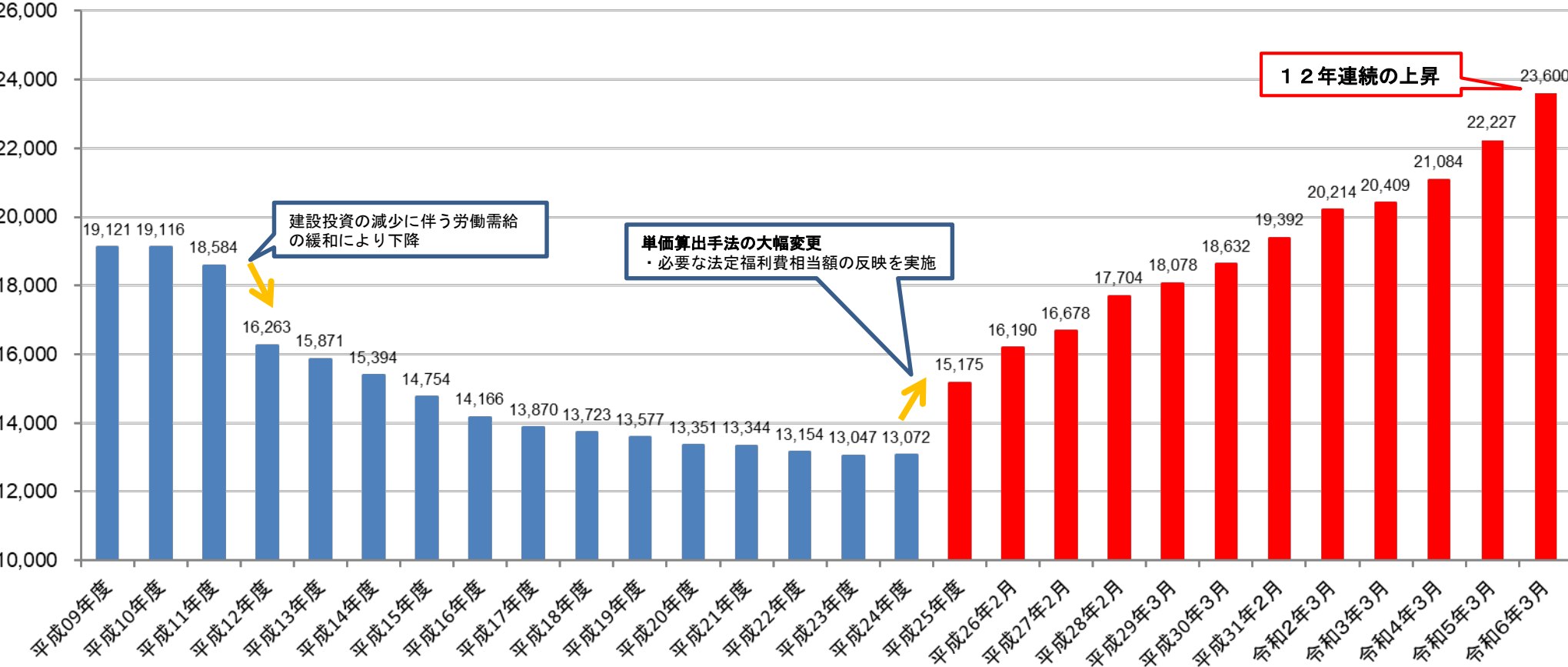
技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の単純平均で前年度比5.9%引き上げとなり、単価の平均値は12年連続の引き上げ

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

9

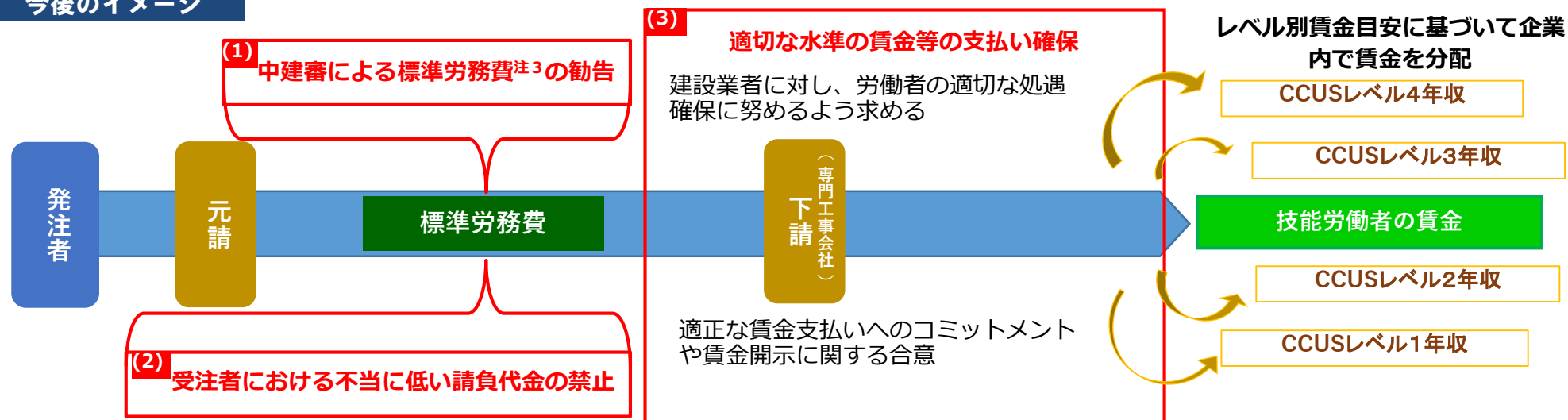
現状・課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

今後のイメージ



※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討

(注3) 標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議における国土交通大臣発言（概要）

（令和3年12月27日 岸田総理、斉藤国土交大臣等 → 経団連会長など経済団体5団体トップ、日建連会長など事業者団体22団体トップ）

- 業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。
- 国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

（令和4年4月26日 国不建第52号～第55号 国土交通省 不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者）

- ◆ 取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保に加え、本年実施したモニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施について要請

＜契約締結時＞

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている請負代金や工期の変更に関する規定（スライド条項等）を適切に設定すること

＜契約締結後＞

それらの規定を適切に運用すること

受注者や下請企業から協議の申出があった場合は、適切に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ること

- ◆ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、発注者との契約においても適切な対応を図ること
- ・ 資材業者等に対しても同様の配慮を行うこと

公共
発注者

- ・ 資材単価の改定を月ごとなど適時に行うこと、状況等を踏まえて単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、適切な対応を図るべきこと

- ◆ 価格転嫁に関する相談等を「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けている旨周知

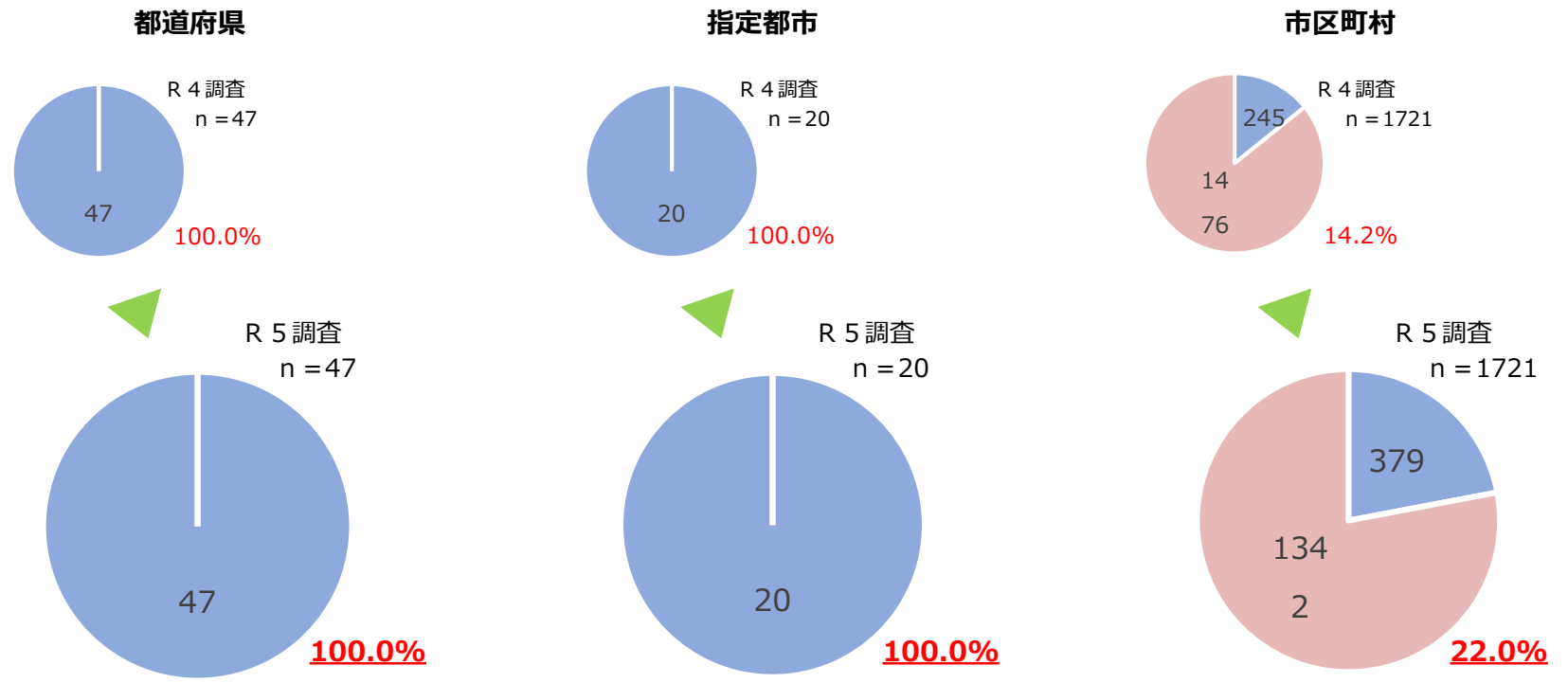
➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、官民協働で取組を推進

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

- ・・・根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
 - ・・・工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。
 - イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)
- 口～へ (略)
- <適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体は、都道府県・指定都市では全てとなっているが、市区町村では3割未満にとどまる。



■ : 実施している ■ : 実施していない

市区町村の取組に遅れ

第2章 第三次・担い手3法の概要

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

測量業の

担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※	417万円/年	(▲15.6%)	2,022時間/年	(+3.5%)
全産業	494万円/年		1,954時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9]	685万人(10.4%)	⇒	[R4]	479万人(7.1%)
------	--------------	---	------	-------------

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善
賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止
資材高騰分の転嫁

働き方改革
労働時間の適正化

生産性向上
現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**
・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止
➡国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入

元請

材料費

自社経費

下請経費

労務費

1次下請

自社経費

下請経費

労務費

2次下請

自社経費

下請経費

労務費

賃金

中央建設業審議会が勧告

標準労務費

著しく下回る見積り・契約を禁止

著しく下回る見積り・契約を禁止

著しく下回る見積り・契約を禁止

2次下請の技能労働者

労務費確保のイメージ

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
- 契約後のルール**
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**
・**工期ダンピング対策**を**強化**(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上**
・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)
・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例. 元下間でデータ共有)
➡特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

発注者

設計図

現場写真

元請業者

下請業者

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

タブレットを用いて情報共有を円滑化

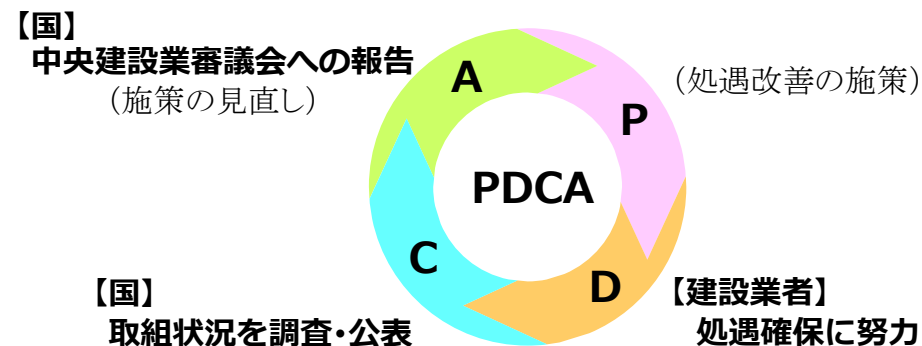
16

改正法① 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

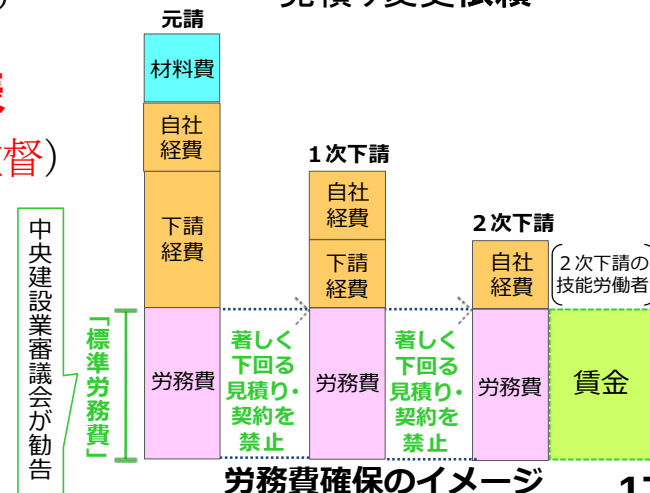
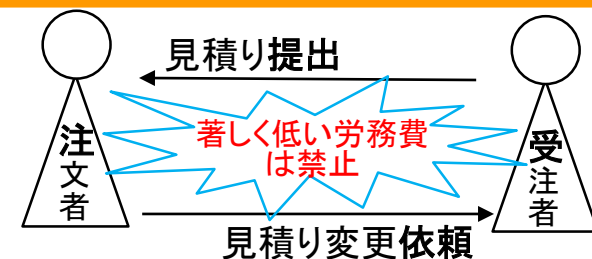


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

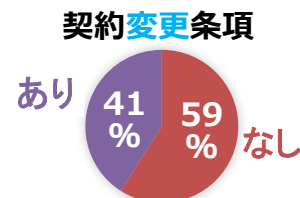
- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

改正法② 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
 ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

- 新たに**受注者**にも**禁止**
(現行) **注文者**は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

- 契約前
- 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書**の**法定記載事項**(現行)

- 契約後
- 上記通知をした**受注者**は、注文者に**工期の変更を協議**できる。
➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化

(請負額) (従前)

3,500万

専任

専任不要

◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

(請負額) (改正案)

政令の額

4,000万

専任

(条件を満たす場合)
兼任可

↑ (R5.1 引上げ済)

専任不要

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が**現場管理**の「**指針**」を作成
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※多くの下請け業者を使う建設業者
- <例> 元下間のデータ共有**
- 
- 公共発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

営業所

技術者a（専任）

- 営業所に専任で置かれる技術者は、営業所における請負契約の締結・履行の業務を管理（第7条、第15条）

改正後

営業所

営業所技術者a（専任）／特定営業所技術者a（専任）

営業所技術者等が専任現場について兼任可

専任工事1

注文者

元請A社

監理技術者A（専任）

専任工事2

注文者

元請A社

監理技術者B（専任）

専任工事3

注文者

元請A社

主任技術者P（専任）

- 営業所に専任で置かれる営業所技術者（第7条）・特定営業所技術者（第15条）は、営業所の職務等に支障のない範囲で、それぞれ専任工事現場における主任技術者P（特定営業所技術者）にあては、監理技術者A／B又は主任技術者P）の職務を兼任可能（第26条の5（新設））

※営業所技術者等による監理技術者等の職務の兼任（上図）と、監理技術者同士の兼任（下図）とは、必要な要件が異なるため、監理技術者等の職務について、上図・下図の制度は重複適用しない。

専任工事1

注文者

注文者

補佐置く時は専任現場について兼任可

元請A社

元請A社

監理技術者A

監理技術者補佐X（専任）

監理技術者補佐Y（専任）

- 専任工事現場における監理技術者については、当該工事現場ごとに専任の補佐を置くことで複数の専任工事現場を兼任可能（第26条第3項ただし書）

改正後

専任工事1

注文者

注文者

下記の場合は専任現場について兼任可

元請A社

元請A社

監理技術者A

監理技術者補佐X（専任）

又は

ICT措置等(新設)

監理技術者補佐Y（専任）

又は

ICT措置等(新設)

専任工事2

注文者

注文者

下記の場合は専任現場について兼任可

元請A社

元請A社

主任技術者P

ICT措置等(新設)

ICT措置等(新設)

- 専任工事現場における監理技術者・主任技術者は、工事現場ごとにICT措置等を講ずることで、職務に支障のない範囲で複数の専任工事現場を兼任可能（第26条第3項ただし書各号（新設）・第4項）

令和6年建設業法改正事項

○受注者による原価割れ契約を受注の禁止

- ・建設業者は、正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために**通常必要と認められる原価に満たない金額**を請負代金の額とすることが禁止されている。
(建設業法第19条の3第2項)

○材料費等記載見積書の作成・考慮の努力義務等

- ・**建設業者に「材料費等記載見積書」作成の努力義務**(建設業法第20条第1項)
- ・記載する材料費等の額は、**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならない。**(建設業法第20条第2項)
- ・**発注者に「材料費等記載見積書」内容考慮の努力義務**(建設業法第20条第4項)

○材料費等記載見積書を考慮しなかった発注者に対する勧告等

- ・注文者は材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような変更を求めてはならない。**(建設業法第20条第6項)
- ・前項に違反して変更された見積内容により請負契約した発注者に対して、許可行政庁は**必要な勧告をすることができる。**(第20条第7項)

※材料費等記載見積書とは

工事内容に応じ工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程毎の作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書

令和6年建設業法改正事項

○受注者による工期ダンピングの禁止

・建設業者は通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。(建設業法第19条の5第2項)

※価格同様、工期もダンピングしてはならない!という趣旨

○建設業者は主要な資材の供給の著しい減少、価格の高騰等、工期又は請負代金に影響を及ぼす事象が認められる場合は、請負契約締結までに注文者に通知しなければならない。(建設業法第20条の2第2項)

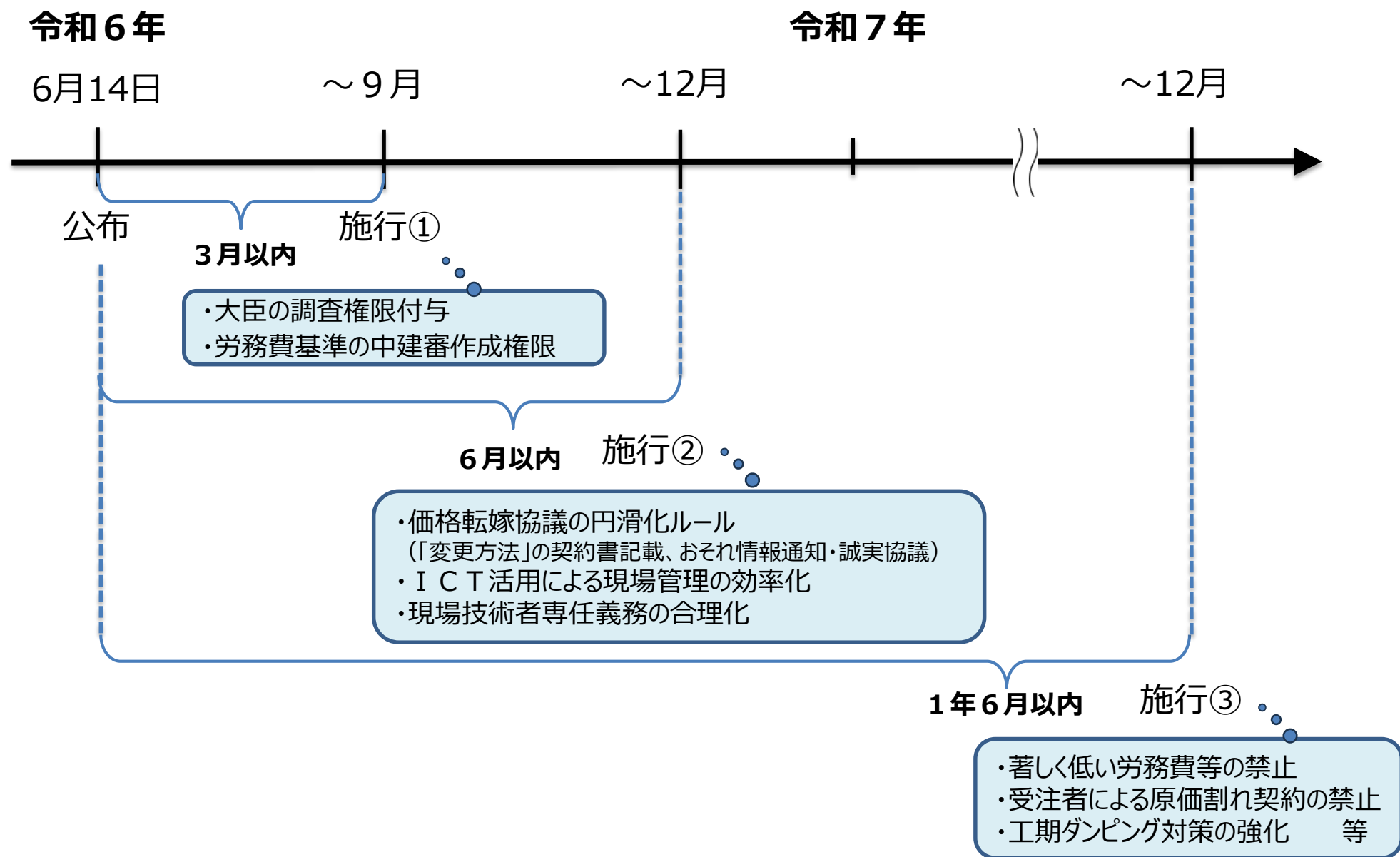
○建設業者は上記の事象が発生した場合、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更または請負代金の変更についての協議を申し出ることができる。(建設業法第20条の2第3項)

○上記の協議の申出を受けた注文者は、誠実に当該協議に応じるよう努めなければならない。(建設業法第20条の2第4項)

※公共工事発注者は当該協議に応じることが義務!(入契法第13条第2項)

○中央建設業審議会の標準労務費勧告権限(建設業法第34条第2項)

○所属する労働者の知識、技能に対する、建設企業の公正な評価による賃金等処遇努力義務(建設業法第25条の27第2項)



※議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は6月19日に公布・施行済（測量法改正のみ2年以内に施行）

公共工事において何が変わるか(新規制等の公共工事への適用)

公共工事における適用(発注者・元請間の契約の場合)

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事の見積書・入札金額内訳書(※)における著しく低い労務費等の禁止

※見積書・入札金額内訳書における記載事項となる「労務費等」は、国土交通省令で規定

- 公共工事における著しく低い労務費等となる見積変更依頼の禁止

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事における受注者による原価割れ契約の禁止

【6ヶ月以内施行】

- 公共工事の入札時点での受注(予定者)によるリスク情報の提供

【6ヶ月以内施行】

- 公共工事における契約変更協議(※)への誠実応諾義務

※受注者が協議を申し出ることができる事象は国土交通省令で規定

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事における受注者による工期ダンピングの禁止

今後のスケジュール

以下のいずれも施行前に公共発注者・建設業界等には必要に応じた協議・事前周知を実施

<令和6年度>

秋～冬頃(6ヶ月以内施行部分への対応)

- ・ 入札時のリスク情報の提供の運用について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 契約変更協議を申出可能な事象について、国土交通省令において規定

※国土交通省令に規定する事象は、スライド条項等の公共約款の契約変更条項による現行運用を踏まえて規定する予定

- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定

<令和7年度>

秋～冬頃(1年6ヶ月以内施行部分への対応)

- ・ 入札内訳書等に記載する「労務費等」について、国土交通省令において規定
- ・ 発注者の内訳書確認や見積変更依頼の留意点について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 受注者による原価割れ契約・工期ダンピングの禁止について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の実地調査】

【主な調査項目等】

適正な請負代金・労務費の確保

適切な価格転嫁
〔労務費指針への対応状況
資材価格の転嫁協議状況〕

適正な工期の設定

適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

建設Gメンの実地調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

第3章 適正な施工体制について

技術者制度の概要

建設業法 第2章 建設業の許可

○営業所専任技術者の設置（第7条、第15条）

- ・建設業許可の要件となっている技術者。
- ・建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、常時その営業所に勤務していることが必要であり、それぞれ専任で置くこととされている。

建設業法 第4章 施工技術の確保

○主任技術者・監理技術者の設置・専任・職務（第26条、第26条の3～4）

- ・建設業者が、その請け負った建設工事を施工するときに、工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。 → **主任技術者**

- ・建設業者が、一定以上の下請契約を締結して建設工事を施工するときに、主任技術者に代わって工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。 → **監理技術者**

○専門技術者の配置等（第26条の2）

- ・一式工事の内容である専門工事を自ら施工する場合及び附帯工事を自ら施工する場合、専門工事又は附帯工事の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。

○監理技術者講習（第26条第5項、第26条の6～23）

○監理技術者資格者証（第26条第5～6項、第27条の18～21）

○技術検定（第27条～第27条の17）

※「技術者」と「技能労働者」（現場で実際の作業に従事するいわゆる「職人」といわれる方々）を混同しないよう注意が必要。

なお、建設業法上、技能労働者については明確に規定されていない。

適正な施工体制等について

技術者制度の意義

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す

これらを踏まえ、

建設業者が
組織として有する技術力

+

結集

建設業者に属する技術者が
個人として有する技術力

現場に配置した技術者が、
適正に技術的判断・確認

これにより、

適正かつ生産性の高い施工を確保

高い技術力を有する技術者を
工事現場毎に配置することが必要

監理技術者及び主任技術者の設置

- 建設業者は、**工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者**として**主任技術者を設置**しなければならない。なお、**元請は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合**は、主任技術者ではなく**監理技術者を設置**しなければならない。
- 技術者に求められる要件は、監理技術者は特定建設業の営業所専任技術者と、主任技術者は一般建設業の営業所専任技術者と同じ。

R5.1に金額が改定されたので注意

工事現場に置く技術者	監理技術者	主任技術者
対象工事	下請代金総額が 4,500万円 以上の元請工事 (建築一式工事は 7,000万円 以上)	下請工事または左記以外の元請工事
技術者の要件(概要)	●一級国家資格者 ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●実務経験者（指定建設業※は除く） ・主任技術者としての要件(右記の主任技術者としての実務経験)を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ●国土交通大臣特別認定者	●一級国家資格者 ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●二級国家資格者 ・2級施工管理技士 等 ●実務経験者 ・大学(指定学科)卒業後3年以上の実務経験 ・高校(指定学科)卒業後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

※指定建設業:土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種

	特定建設業	一般建設業
営業所専任技術者の要件	監理技術者の要件と同等	主任技術者の要件と同等
許可が必要な工事	下請金額が 4,500万円 (建築工事業は 7,000万円)以上の元請工事	左記以外(軽微な建設工事を除く)

監理技術者、主任技術者の要件(概要)

			土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
建設業法	技術検定	建設機械1級																														
		建設機械2級																														
		土木1級																														※
		◎土木2級																														※
		建築1級																														※
		◎建築2級																														※
		電気工事1級																														
		電気工事2級																														
		管工事1級																														
		管工事2級																														
		電気通信工事1級																														
		電気通信工事2級																														
		造園1級																														
		造園2級																														
	地すべり防止工事士						1																				1					
	1級計装士										1	1																				
	解体工事施工技士																															
	基礎施工士																															
	登録基幹技能者 ◎																															
技術士法 ◎	技術士																														※	
建築士法	一級建築士																															
	二級建築士																															
	木造建築士																															
	建築設備士										1	1																				
電気工事士法		第1種電気工事士																														
		第2種電気工事士								3																						
電気事業法	電気主任技術者									5																						
電気通信事業法	電気通信主任技術者																							5								
水道法	給水装置工事主任技術者										1																					
消防法	消防設備士																															
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																														
		2級				3	3	3	3	3		3	3	3	3			3	3	3	3	3		3		3	3	3				3
建設業法	実務経験	主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上																														
		大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																														

技術者の配置について

工事を請け負った企業との

直接的

かつ

恒常的

な雇用関係が必要です。

×在籍出向者や派遣社員等

×一つの工事の期間のみの短期雇用等

主任技術者



建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合、
請負代金の大小、元請・下請に関わらず

“必ず”配置必要 ※500万円未満であっても、許可業者であれば
当該工事の主任技術者の配置が必要。

監理技術者

①発注者から直接工事を請け負い（**元請**）

②そのうち**4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上**を下請契約して施工する場合、



※下請業者も

工事現場ごとに専任の技術者を配置が必要な場合

公共性のある施設

若しくは工作物

又は

多数の者が利用する

施設若しくは工作物

（P.6の表中の*2参照）



請負金額

4,000万円以上

（建築一式は

8,000万以上）

※個人住宅を除く

※民間工事も含む

工事現場毎に、

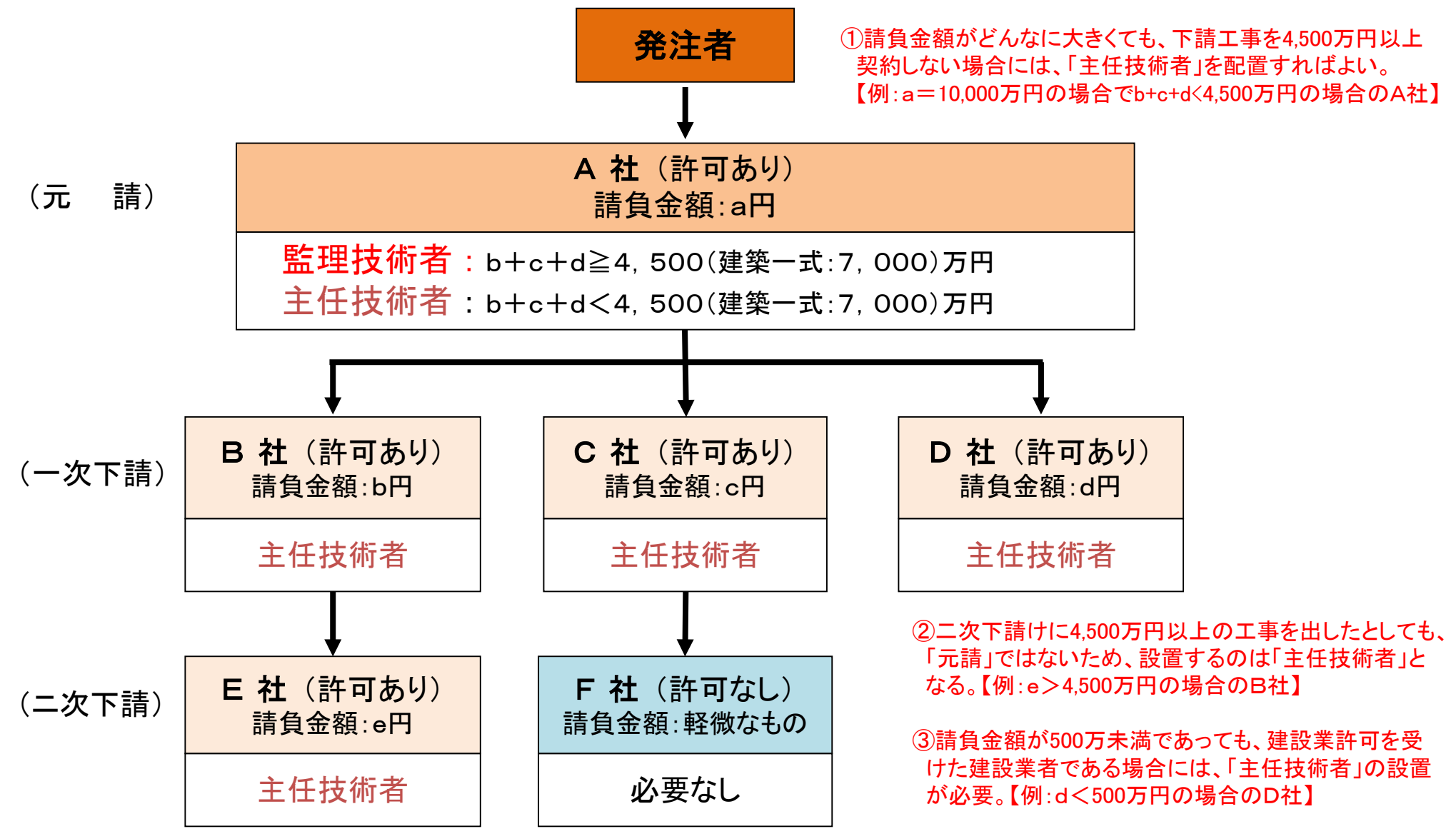
“ 専 任 ”

の技術者を配置

専任とは？

他の工事現場に係る職務を
兼務せず、常時継続的に
**当該工事現場に係る職務
にのみ従事**していること。

× 営業所の専任技術者との
兼任はできません。



主任技術者の配置義務の見直し(活用にあたっての要件)

対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの**として、以下の工事を想定。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。令和3年9月1日施行)により書面の交付について**電磁的方法により行うことが可能になりました。**

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額→主任技術者の専任義務が4,000万円以上となっていることを踏まえ4,000万円未満

手続き (第1. 3. 4. 5. 6項)

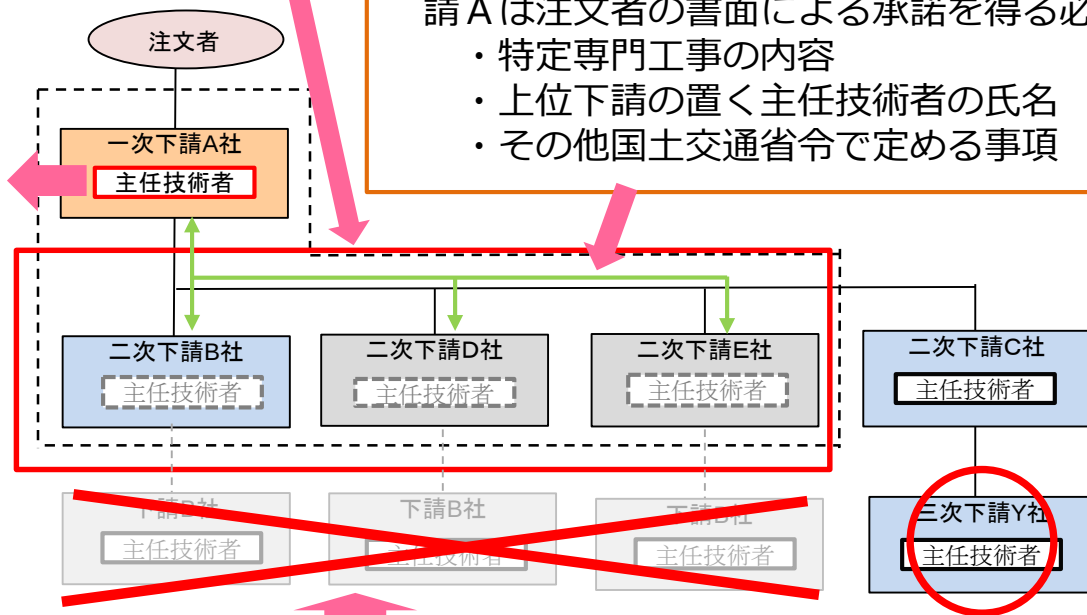
工事を注文する者(一次下請A)と工事を請け負う者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した**書面において合意**をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・その他国土交通省令で定める事項

配置される主任技術者の要件 (第7項)

上位下請(一次下請A社)の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に**一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任**で置かれること。



再下請の禁止 (第9項)

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、E社)は、その**下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない**。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※主任技術者を置いている(制度を利用していない)下請は再下請可能 **33**

建設業法における技術者制度の概要(まとめ)

R5.1に金額が改定されたので注意

許可を受けている業種		指定建設業 (土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気)		その他(指定建設業以外の22業種)	
業許可	許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	対象工事	下請 4,500万円 ※1 以上の元請工事	左記以外の工事	下請 4,500万円 ※1 以上の元請工事	左記以外の工事
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	工事現場における技術者の専任※2	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、 請負金額が 4,000万円 (建築一式の場合は 8,000万円)以上で必要(一部兼務を認める規定あり)			
	監理技術者資格者証の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない
	講習の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない

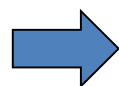
※1 建築一式工事の場合は**7,000万円**以上

※2 以下の期間については専任は要しない(監理技術者制度運用マニュアル「(2)監理技術者等の専任期間」より)

- ①現場施工に着手するまでの期間や検査終了後の後片づけ等のみが残っている期間
- ②用地確保未了、自然災害、文化財調査等により工事が全面的に中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作のみが行われている期間

○技術者と建設業者との関係について

建設業者が請け負った建設工事を施工するときに、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者を設置する必要がある。



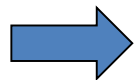
建設業者と技術者の間には「**直接的かつ恒常的な雇用関係**」が必要とされている。
(＊監理技術者制度運用マニュアルにおいて規定)

(理由)建設業者が組織として有する能力と現場技術者の個人として有する能力が相まって発揮されることによりはじめて発注者に託された責任を果たすことができる。

直接的雇用関係:技術者とその所属建設業者との間に第3者が介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在すること

恒常的雇用関係:一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること

＊直接的かつ恒常的雇用関係については、監理技術者資格者証、健康保険被保険者証の所属企業や交付年月日等により確認する。



上記の雇用関係を満足していない技術者を配置した場合には、技術者を配置していないのと同じと判断される。

なお、国、地方公共団体等が発注する**公共工事の現場**において、**発注者から直接請け負う建設業者の「専任」の技術者**については、入札の申込のあった日以前に**3ヶ月以上**の雇用関係にあることが必要。

監理技術者等の専任規定

○監理(主任)技術者の専任制については、建設業法第26条第3項において規定

○法第26条第3項

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、(中略) 工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

○その制度運用については、『監理技術者制度運用マニュアル』において規定

専任 = 他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

○現場専任制度については、元請、下請けに関係なく適用となる。

○専任の監理技術者については、①監理技術者資格者証の交付を受け、②監理技術者講習を受講していることが求められる。

○専任の監理技術者・主任技術者であっても、一定の要件を満たす場合に兼務できることがある。

◎用語の使い方の違い

営業所「専任」技術者 ⇒「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事していることが必要。

現場配置「専任」技術者 ⇒「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。

* 営業所専任技術者については、工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、その営業所において請負契約が締結された建設工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者になることができる。

監理技術者等の専任要件

○監理技術者等は重要な工事（公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が**4,000万円**以上（建築一式工事の場合は、**8,000万円**以上）の場合）において専任配置が必要（一部兼務を認める規定あり）

＜現状の専任要件＞

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

個人住宅を除くほとんどが該当

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第1号）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第2号）

- ・鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等（政令第15条第1号）
- ・発送電施設、ガス事業用施設（政令第15条第3号）

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第3号）

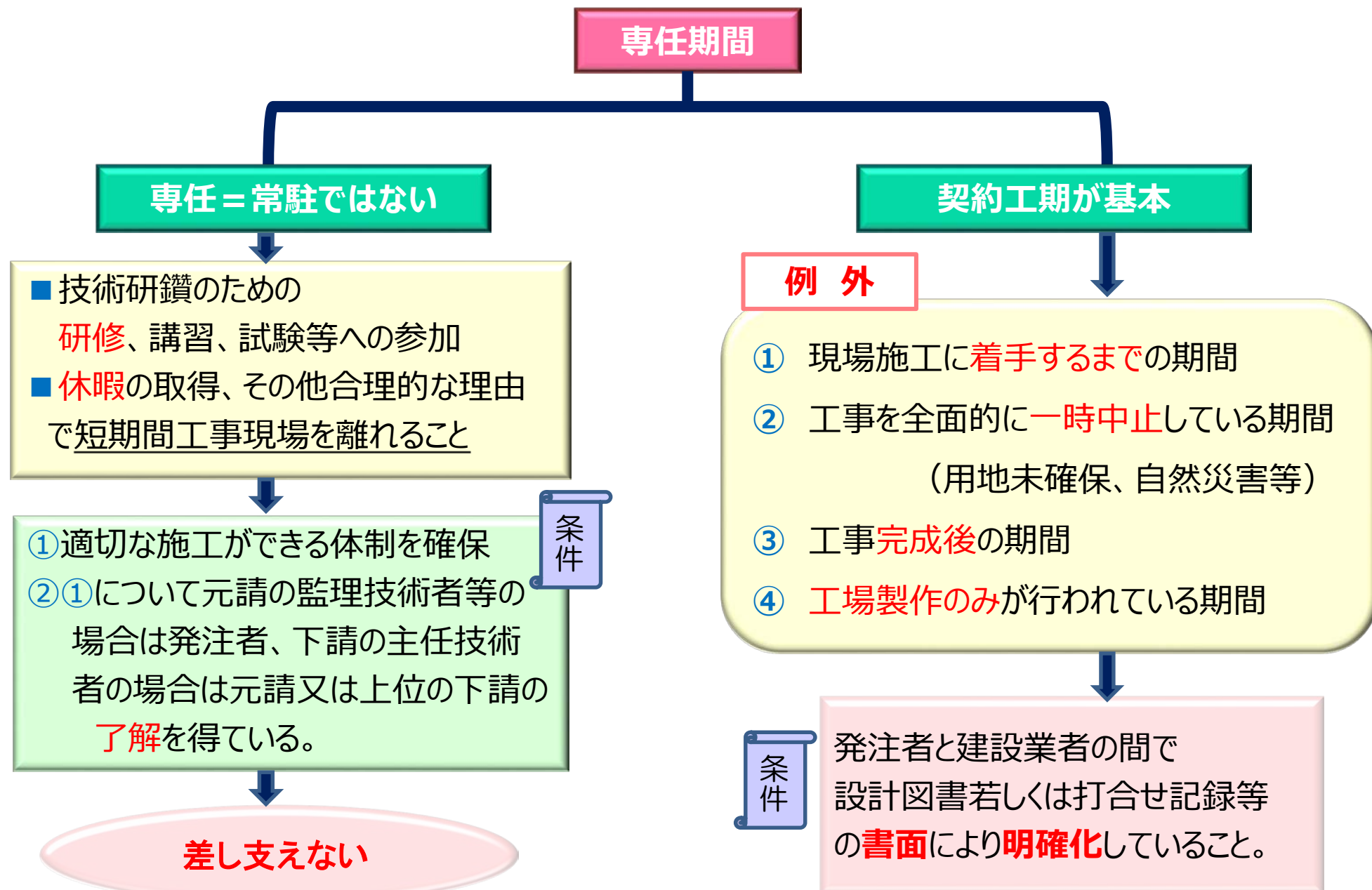
- ・石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

民間工事も該当します！

建設工事で工事一件の請負代金の額が
四千万円（建築一式工事 八千万円）以上

監理技術者等の専任配置

専任が必要な工事の専任期間について

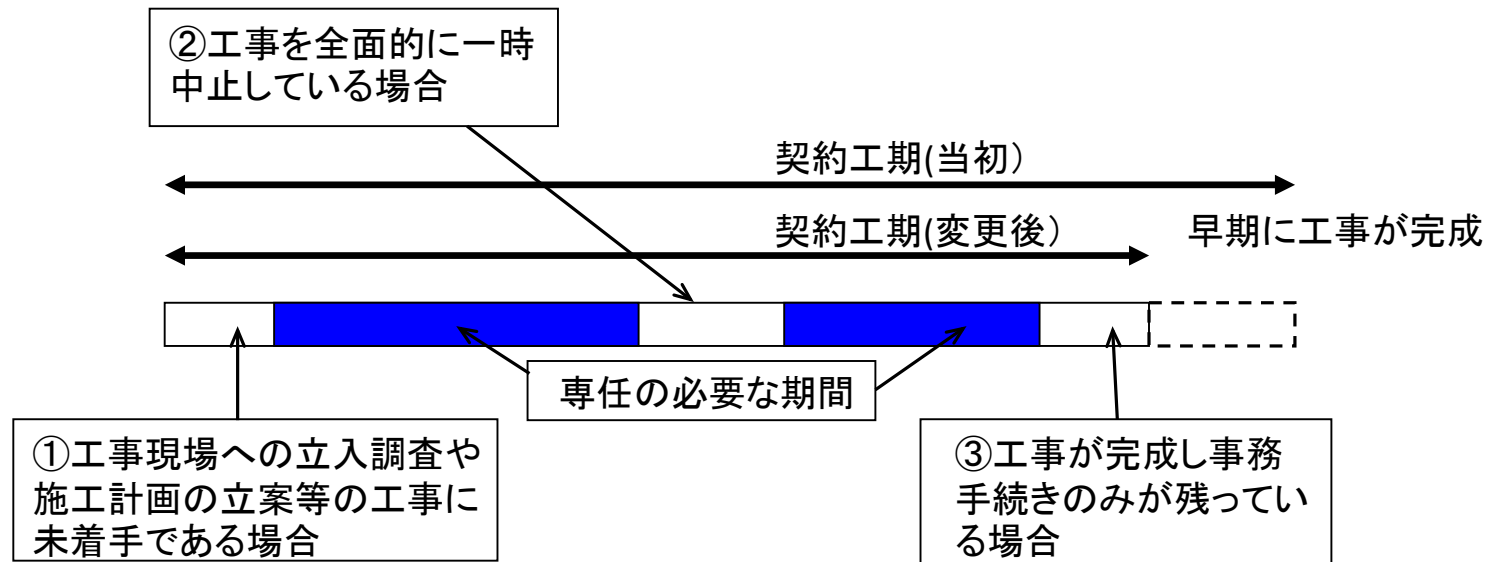


監理技術者等の専任期間

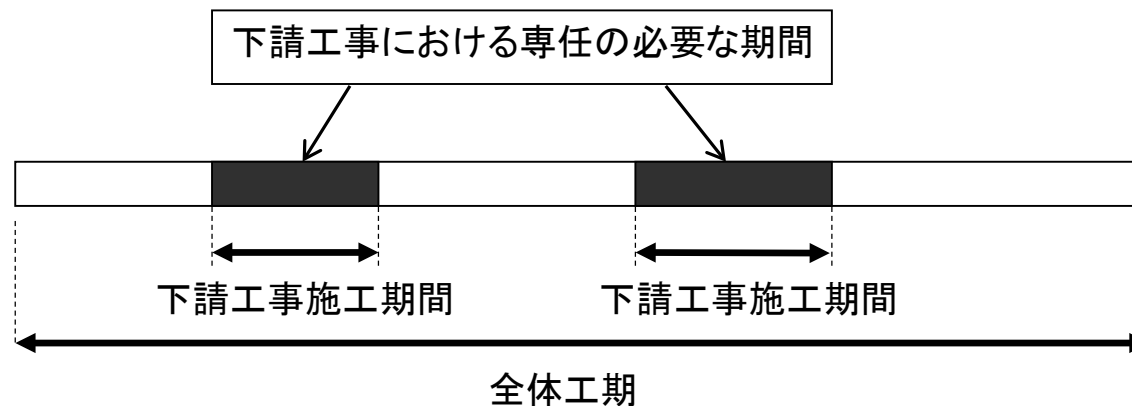
○専任で設置すべき期間

発注者から直接請け負った建設業者が、監理技術者等を専任で配置すべき期間は契約工期が基本であるが、
 以下の場合については、発注者と建設業者の間で書面により明確になっている場合は専任を要しない。

(元請)



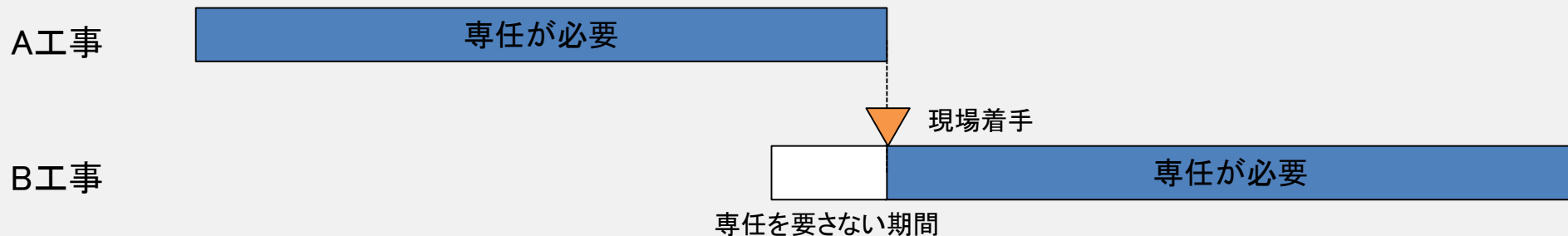
(下請)



監理技術者等の配置期間の重複

○注意すべき事項（従来の工事契約の場合）

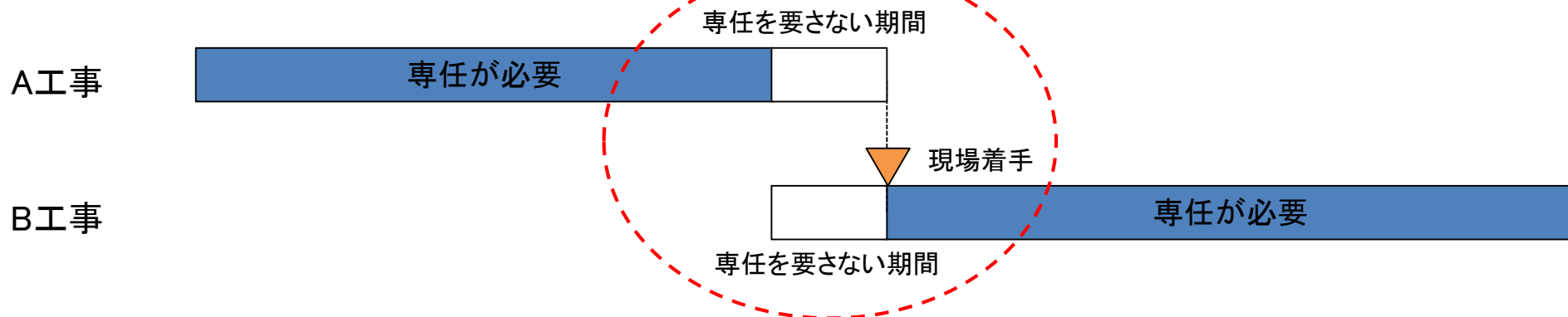
現場着手までは専任を求めないという規定を活用した場合・・・



⇒B工事だけで考えれば、一見、問題がなさそうに見えるが、A工事において「専任」がかかっているため、当該技術者については、B工事に技術者として配置されたことが確認された時点で「専任義務違反」となる。



OKになるためには以下のような状況にあることが必要

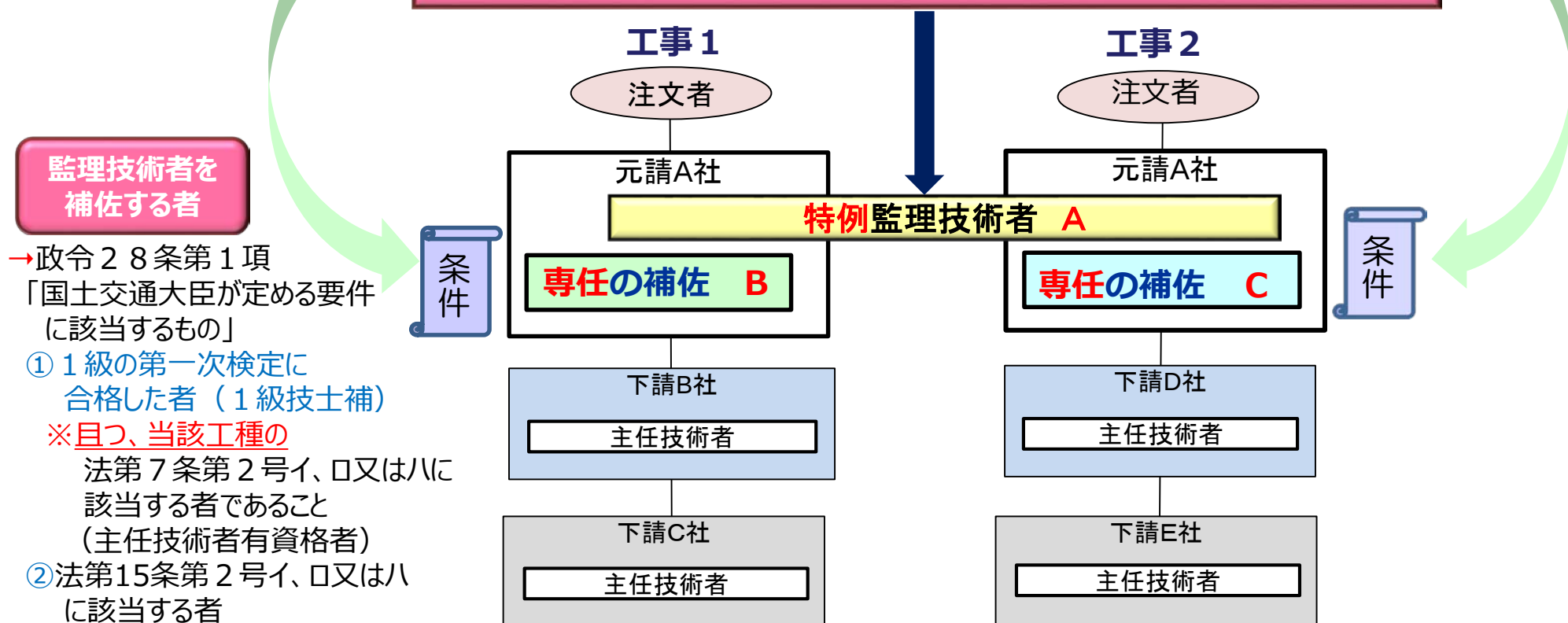


なお、フレックス工期・余裕工期の場合は着手前は工期と見なさないので技術者の配置は不要

監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

① 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者をそれぞれ専任で置いた場合

② 監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)



【兼務出来る工事現場の範囲】は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲 (監理技術者等運用マニュアル三 1))

専任の監理技術者等が兼任できる場合①

二以上の工事を同一の専任の“主任・監理”技術者が兼任できる場合

原則

専任の監理技術者については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められません。

例外

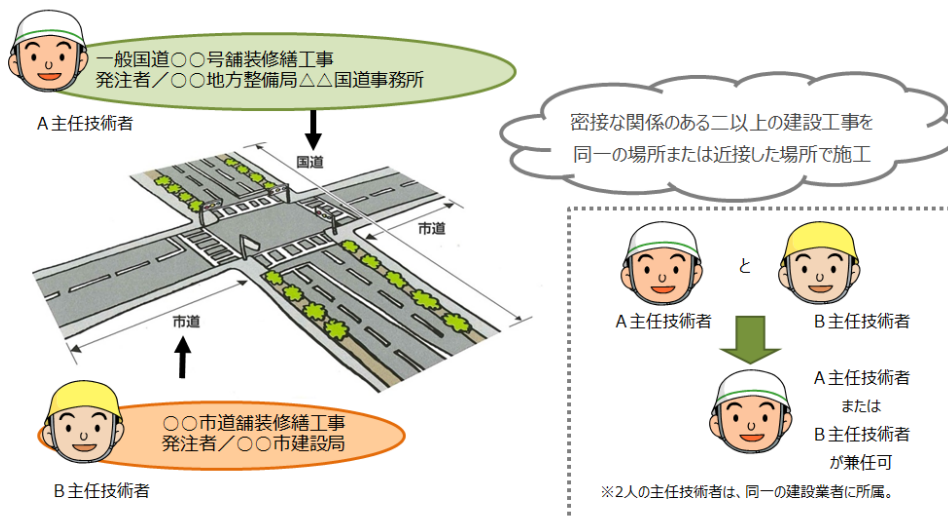
①②③全て
満たす場合

条件

- ①同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること
- ③全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること

一つの工事とみなして同一の監理技術者が管理することができる

二以上の工事を同一の専任の“主任”技術者が兼任できる場合 ①



公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

※注※

この規定は専任の監理技術者には適用されません。

専任の監理技術者等が兼任できる場合②

二以上の工事を同一の専任の“主任”技術者が兼任できる場合 ②

【建設業法施行令 第27条第2項】

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

※注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて
(改正)

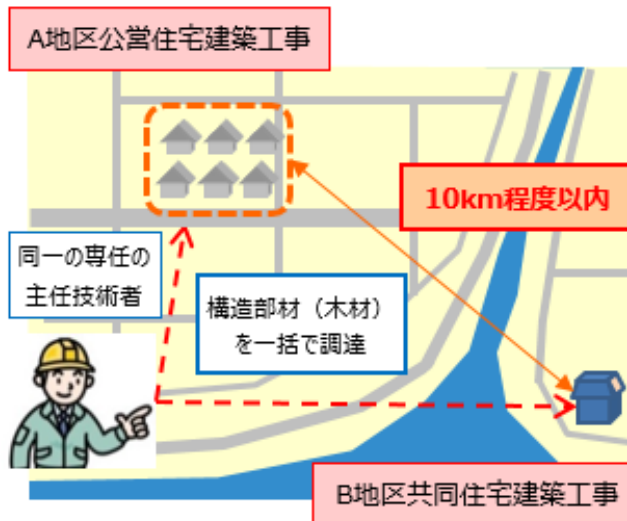
(平成26年2月3日
国土建第275号)
平成26年2月より全国で適用

要件(全て)

- ① 工作物に**一体性**若しくは**連続性**が認められる又は施工に
あたり**相互に調整を要するもの**
- ② 工事現場の相互間隔が**10km程度**近接した場所にある
- ③ 同一の建設業者が施工

※「**相互調整**」→資材の調達を一括する場合や、工事の相当部分を同一の下請で施工する場合を含む

要件の緩和 (*東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



近接した場所

工事現場の相互の間隔が**10km程度**の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【= **例示の追加 (建築工事でも適用)**】

(例)

- ・ 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について**発注者が適切に判断**することが必要

○参考 監理(主任)技術者と現場代理人の違い

- ・ 現場代理人は、現場における請負人の任務の代行をする者のことをいい、施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者や監理技術者とは、概念的には全く別個のもの。
- ・ 建設業法では、監理（主任）技術者を置くことを義務付けているが、現場代理人の選任は義務付けていない。
- ・ 現場代理人を選定した場合には、その権限などについて発注者に通知することを義務付けているにすぎない。
- ・ 現場代理人と監理（主任）技術者との兼任は認められている。

■ 建設業法の規定

○ 現場代理人の選定等に関する通知(第19条の2)

請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を、書面により注文者に通知しなければならない。

■ 公共工事標準請負契約約款の規定

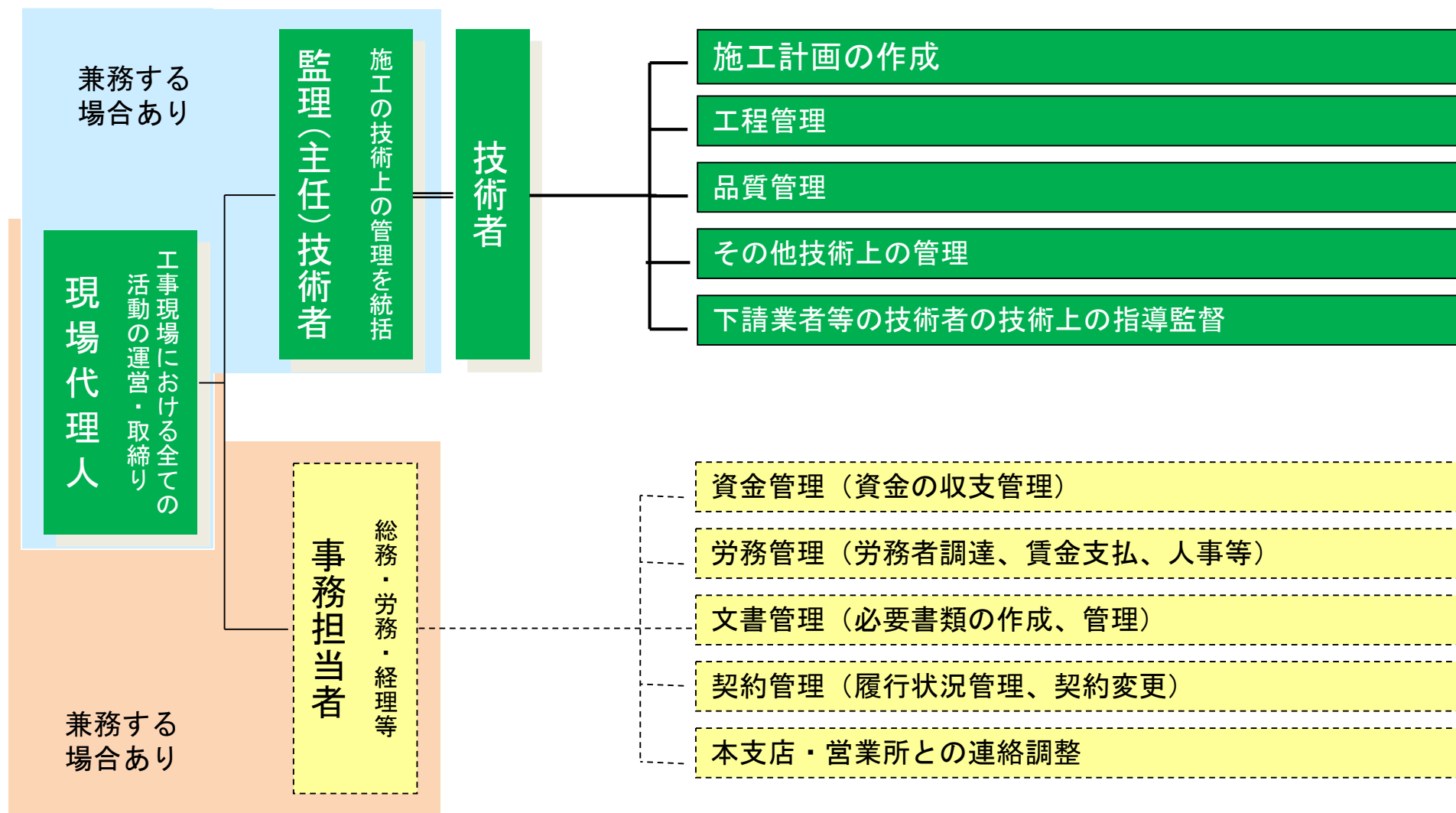
○ 現場代理人及び主任技術者等(第10条)

乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 (A)主任技術者 (B)監理技術者 (C)監理技術者補佐
- 三 専門技術者

4 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)及び専門技術者はこれを兼ねることができる。

○参考 監理(主任)技術者と現場代理人の役割(イメージ)



※建設業法では、監理(主任)技術者の配置を義務付けているが、現場代理人の選任は義務付けていない。
 ※現場代理人を選任した場合に、その権限等について発注者へ通知することを義務付けているにすぎない。

技術者関係でよく寄せられる質問

質問事項	回答
監理技術者の専任の緩和による「特例監理技術者制度」について ①監理技術者補佐になれる人は？ ②特例監理技術者の責務は？ ③いくつまで兼任できるか？	①主任技術者の要件を満たし、令和3年度に改正された技術検定の1級第1次検定に合格した「1級施工管理技士補」の有資格者又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者がなれる。 ②兼務する工事現場の監理技術者としての職務のほか、監理技術者補佐を適切に指導することも求められる。 ③2工事現場まで。
営業所の専任技術者は監理技術者等になれるか？	原則としてなれない。営業所の専任技術者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められる。特例として、下記の要件を全て満たす場合に限り、営業所の専任技術者が当該工事の「専任を要しない監理技術者等」として配置できる。 ①当該営業所において契約した建設工事であること ② 両職務に従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡がとれる体制にあること ③ 当該工事が監理技術者等の現場専任を必要としない工事であること ④ 所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること

技術者関係でよく寄せられる質問

質問事項	回答
公共工事と民間工事を受注している。公共工事の現場代理人を民間工事の主任技術者と兼任させたいが、可能か？	建設業法では、現場代理人に常駐や専任の義務づけはしていない。一方、公共工事標準約款により、現場代理人は常駐を求められているが、発注者が認める場合は常駐義務を緩和することができるので、発注者に相談されたい。
監理技術者等の専任が必要な工事をするにあたり、工場製作期間があるが、 ①工場製作のみの期間は監理技術者等の専任は必要ないか？ ②専任が必要ない場合工場製作期間中であれば他の工事の専任監理技術者等となっても良いか？	①工場製作のみであり、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合わせ記録等の書面によりその期間が明確になっていれば専任を要しない。 ②専任を要しないだけで、監理技術者等として任務遂行中である。他の工事の専任監理技術者等とはなれない。
公共工事を元請として受注している中で、同じ現場に関する別工事を受注した。ともに専任の監理技術者が必要な工事であるが、同じ現場なので兼任ができるか？	監理技術者が兼任できる場合は、それぞれの現場に専任の監理技術者補佐を置く場合及び次の①、②をすべて満たす場合のみに限られる。 ①同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること ②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること ③全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること

適正な工期設定

- 令和元年の公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

工期に関する基準(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告) 概要

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を作成し、その実施を勧告

（中央建設業審議会の設置等）

第三十四条（略）

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して、**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについては、**契約締結までに通知**

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

（工期等に影響を及ぼす事象）

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象



建設業者

◆**工程の細目を明らかにし、** **工程ごとの作業及びその準備に** **必要な日数を見積り**

（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 （略）

◆**工事を施工しない日や時間帯の定め**をするときには**契約書面に明記**

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

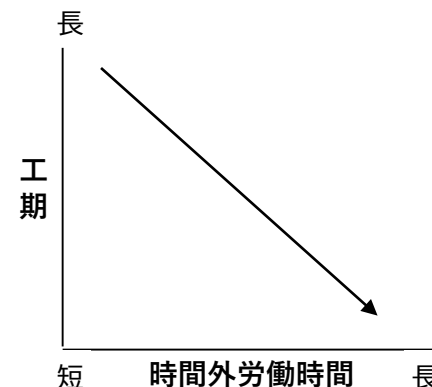
四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

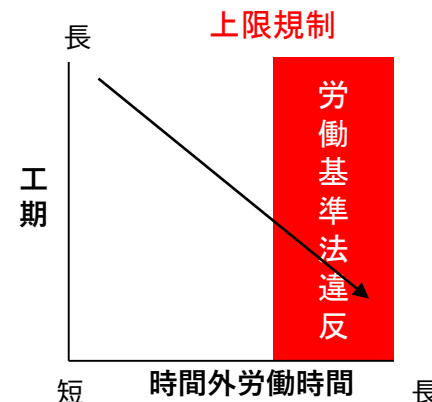
【工期と長時間労働の関係】



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

【工期と長時間労働の関係】
（令和6年4月～）



著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなる**ことによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合**、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

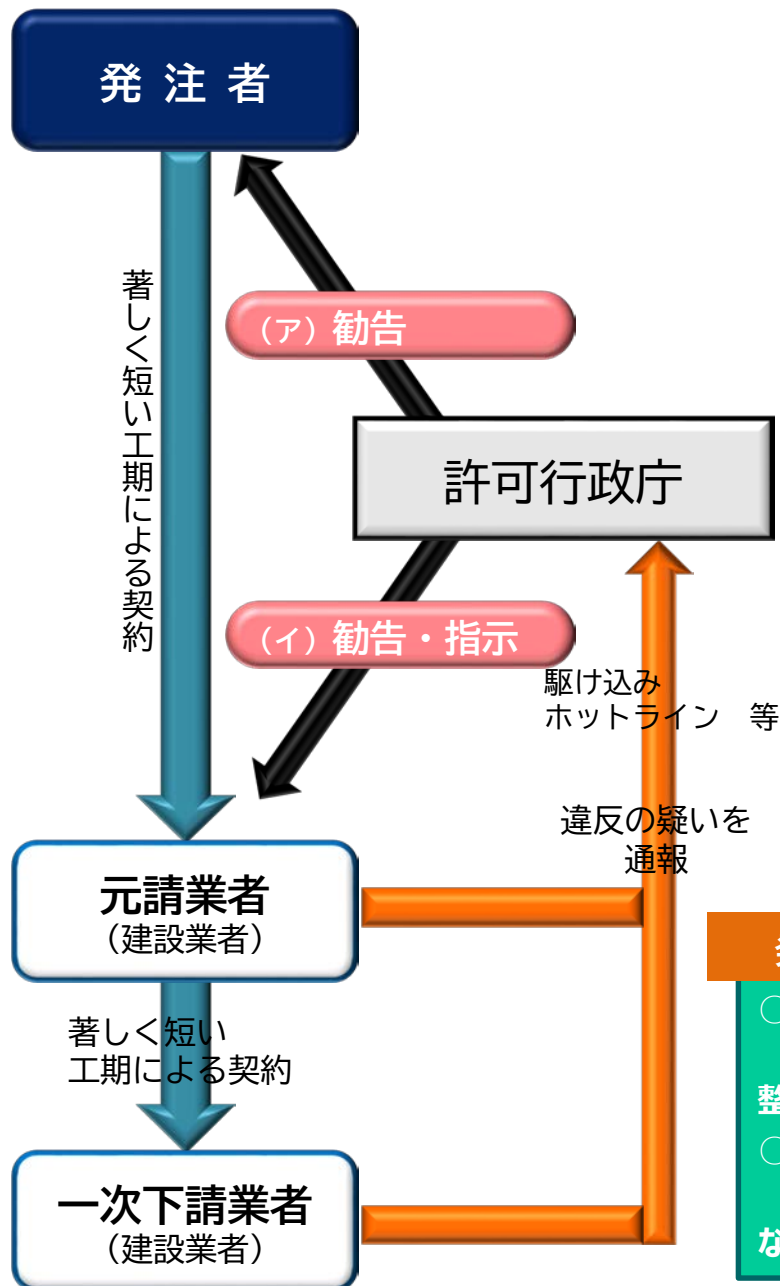
時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した**発注者に対して、勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

★勧告・公表に至った事例はR6.6現在まだ存在しない
☆「注意喚起」事例についてはあり

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**勧告や**、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

発注者・元請への啓発

○「モニタリング調査」

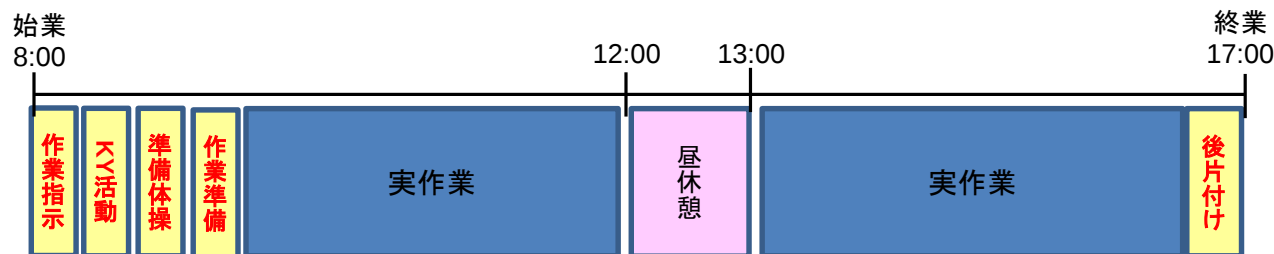
元請を直接訪問して実施するヒアリングとして、**適正工期の確保に特化した調査**を各地方整備局が実施。労働局担当者が同行し、下請へのしわ寄せ状況などに目配りする。

○「建設業関係労働時間削減推進協議会」

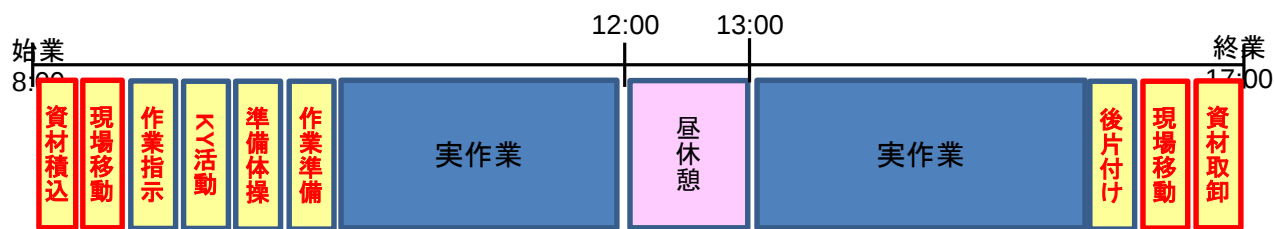
都道府県別に労働局が主催する。従来の地方整備局や建設業団体に、地元の経済団体など**民間発注者団体を加え、地域の建設関係者全体で意思疎通**する。

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R 5 年度の 2 7 工種の分析に反映

■ 従前の調査



■ R 4 以降の調査



- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の 1 1 工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R6 年度歩掛改正に反映

・舗装版破碎工 ・舗装版切断工 ・電線共同溝工(C・C・BOX) ・場所打擁壁工 ・橋梁補強工(コンクリート巻立て)
 ・伐木除根工 ・安定処理工(バックホウ混合) ・泥水運搬工 ・現場取卸工 ・踏掛版設置工 ・グラウトホール工

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- 仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- 工期設定の指針等を見直し
- 工期の一部の交代制への途中変更を検討
- 新たな経費補正措置の立案を検討
- 公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点

※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）

※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- 各都道府県・市区町村との会議の場において各地方公共団体に対して直接働きかけ
- 市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 適正な工期設定について経済団体本部（経団連等）での講演等による周知
- 地域経済団体（商工会議所等）へ働きかけ

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- 都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- 労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>厚労省と連携

- 調査対象：発注者・元請業者

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- 週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

一般国民 周知活動による働きかけ

【厚労省と連携】

PR動画のWebCMでの放送のほか、特設サイトや広報ポスターによる周知

【動画掲載先】

- はたらきかたスヌメ特設サイト

URL: <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

- 厚生労働省YouTube

URL (30秒) : <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>

URL (3分20秒) : https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

働き方改革推進に係る広報ポスター⇒



働き方改革に向けた民間の取組例

「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動

- **大手、中小を問わず業界を挙げて、建設現場（緊急工事、工程上やむを得ない工事を除く。）において土日閉所を目指す。**

- 期 間 2024年3月～2025年3月（随時更新）
- 内 容 ポスター作成及び周知
発注者、発注者団体への要請活動
※その他、構成団体で協議
- 構成団体 （一社）日本建設業連合会
（一社）全国建設業協会
（一社）全国中小建設業協会
（一社）建設産業専門団体連合会



適正工期確保宣言

日建連会員企業は、建設業の働き方改革を推進し、担い手確保を図るとともに、労働基準法に則り適正に工事を進めるため、発注者に対し見積書を提出する際に、工事現場の **4週8閉所、週40時間稼働を原則**とした適切な工期（以下「真に適切な工期」という。）に基づき **見積りを行い、工期・工程を添付するとともに、発注者の理解を得るための説明を徹底**する。

また、**協力会社から真に適切な工期を前提とした見積りがなされた場合**には、当該見積及び工期・工程を確認した上でこれを尊重する。

（令和5年7月21日）

（一社）日本建設業連合会

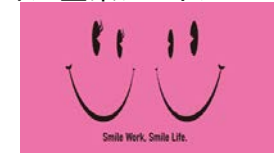
目指せ週休2日+360時間 （2+360 ツープラスサンロクマル）運動

（1）目指せ週休2日運動

（2）目指せ360時間運動

※ 時間外労働の上限を原則年360時間以内

スマイル企業シンボルマーク



（令和3年度～）

適正工期見積り運動

発注者から工期の見積り・提案を求められた場合は、「工期に関する基準」（中央建設業審議会）に沿ったものとする。

（令和5年9月14日）

（一社）全国建設業協会 **56**

第4章 最近における法令等の改正

○企業集団制度における技術者と建設業者との関係について

「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和6年3月26日付け国不建技第291号)

親会社と連結子会社、連結子会社間の在籍出向者(出向後3ヶ月以上の者)は監理技術者等に配置可能

【背景等】

- 建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、それぞれが所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされている。
- 一方で、その特例として、一定の企業集団においては、親会社及びその連結子会社の間の出向社員を 直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱ってきたところ。
- 今般、企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員に係る取り扱いを定めた(本通知1.)ところ。
- なお、合理化にあたって、旧通知の内容に比して親会社と連結子会社間の出向社員に関して一定の要件(一部の場合、出向後3ヶ月以降配置可)を設定していることを踏まえ、旧通知※における取り扱いについても 一部改正し継続するものとする(本通知2.)。
- 本通知の適用は、令和6年4月1日以降。(旧通知※は廃止)

※「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)



監理技術者等の「専任」の明確化

(令和6年4月1日適用監理技術者制度運用マニュアルの一部改正)

背景

- ①働き方改革の観点から、育児を含む休暇取得、勤務間インターバル、工事書類作成等が柔軟に出来ることが重要
- ②カメラや動画を常時通信するネットワーク機能の高度化により、遠隔からの施工管理手法が日々進展
- ③バックオフィスによる支援が効果的な事例の増加

⇒技術者の働き方改革の推進に資することを目的に、以下の内容のマニュアル改定を実施

(1) 専任の取り扱いの明確化

- 専任工事※にて、監理技術者等が現場を不在にする合理的理由の例示の追加等

※現場における職務実施が基本だが、必ずしも常駐を必要とするものではない

【不在にする合理的な理由の例示追加】

(現在の例示)

- ・研修、講習、試験等への参加
- ・休暇の取得

背景
①

(例示追加)

- ・働き方改革の観点を踏まえた勤務体系
(例:勤務間インターバル)
- ・当該工事にかかる打合せや書類作成等

【不在にする際の対応の見直し】

(現在の規定)

適正な施工が確保できる体制を確保するとともに、その体制について発注者の了解を得る必要

背景
①

(内容改定)

不在が短期間(1～2日程度)の場合※は、その間の施工内容等を踏まえた適切な施工体制を確保することを前提に発注者等の了解を不要
※終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合及び周期的に現場を離れる場合は除く

【不在の際の適切な施工ができる体制確保の例示追加等】

(現在の例示)

- ・必要な資格を有する代理の技術者の配置
- ・工事の品質確保等に支障のない範囲において、連絡を取りうる体制、必要に応じて現場に戻りうる体制の確保

背景
②

(例示追加等)

- ・「リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保」、「その通信手段による必要な資格を有する代理の技術者が対応できる体制の確保」を例示に追加
- ・体制確保の方法は現場状況や不在期間、不在とする監理技術者等の状況を踏まえ適切に選択する旨追記

(2) 監理技術者等を支援する者の配置の推進

- 監理技術者等の役割を適切に果たすために、支援する者の配置は重要
- バックオフィス支援を念頭に、「大規模な工事現場以外」、「技術者以外」にも推進規定※を拡充

(現在)

監理技術者を支援する者の配置に関する推進規定の内容は以下のとおり限定的

- ・大規模な工事現場の場合を記載
- ・支援する者を、「同じ建設業者に所属する“技術者”」と記載

背景
①③

(内容改定)

- ・現行の限定的な記述を改め
- ・なお、支援する者を配置した場合も、技術的な管理をつかさどる監理技術者等の役割に変わりはない旨追記

※推進規定であり義務ではない

※監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について(国土建第290号、令和6年3月26日)
主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)
(国土建第309号 平成30年12月3日)は廃止

工期に関する基準 改正の概要(令和6年3月)

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

- ・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

- ・各業界団体の取組事例等を更新。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

約束手形に関する最新の動向

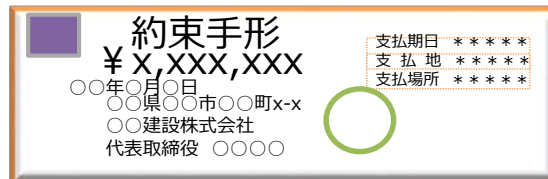
約束手形は廃止の方向！
使う場合はできるだけ手形期間を短く！ **令和6年改正**

下請代金の支払いは、できるだけ現金によるものとし、**少なくとも労務費相当分は現金**で支払うよう配慮しなければなりません。手形で支払う場合においても、**手形期間は120日以内（令和6年11月以降は60日以内）で、できるだけ短い期間**に！

元請負人は、前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。



できるだけ**現金**で！



手形期間は、
120日以内で、できるだけ短く

【建設業法第24条の6第3項】

特定建設業者が注文者となった下請契約（当該下請契約の下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者であるものに限る。）に係る下請代金の支払については、一般の金融機関による「**割引を受けることが困難であると認められる手形**」を交付してはならない。

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

特定建設業者である元請負人が、
手形期間が120日を超える手形により下請代金の支払を行った場合
 （建設業法令遵守ガイドライン（第9版）より）

●おおむね**令和6年までに、60日**を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請代金支払遅延等防止法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、同法の運用見直しの検討を行うこととしている。

（「手形等のサイトの短縮について」（令和4年2月16日 20211206中庁第1号・公取企第131号））

●**令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組**を促進する

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定））

留意点

- **令和8年の約束手形の利用の廃止に向け、現金払い化を促進**するよう留意。
- 「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」により、**手形期間は令和6年11月より60日以内とされる**

その他（参考資料）

1. 策定の趣旨

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築 及び 公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的に策定

2. ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の13項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

- | | |
|---|--|
| 1. 見積条件の提示等 (第20条第4項、第20条の2) | 6. 指値発注 (第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項) |
| 2. 書面による契約締結 | 7. 不当な使用資材等の購入強制 (第19条の4) |
| (1) 当初契約 (第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項) | 8. やり直し工事 (第18条、第19条第2項、第19条の3) |
| (2) 追加工事等に伴う変更契約 (第19条第2項、第19条の3) | 9. 赤伝処理 (第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項) |
| 3. 工期 | 10. 下請代金の支払 |
| (1) 著しく短い工期の禁止 (第19条の5) | (1) 支払保留・支払遅延 (第24条の3、第24条の6) |
| (2) 工期変更に伴う変更契約 (第19条第2項、第19条の3) | (2) 支払手段 (第24条の3第2項) |
| (3) 工期変更に伴う増加費用 (第19条第2項、第19条の3) | 11. 長期手形 (第24条の6第3項) |
| 4. 不当に低い請負代金 (第19条の3) | 12. 不利益取扱いの禁止 (第24条の5) |
| 5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定 及び 適正な工期の確保 | 13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 |
| (第19条第2項、第19条の3、第19条の5) | (第40条の3) |

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- | | |
|-------------|---|
| 14-1 | 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係) |
| 14-2 | 社会保険・労働保険等について (法定福利費の確保) |
| 14-3 | 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化) |
| 14-4 | 建設工事で発生する建設副産物について |

- 建設工事の適正な施工を確保するためには、何よりも取引が適正であることが前提になります。
- また、適正な取引を徹底することは、建設業界全体の健全な発達や、担い手の確保・育成にも繋がります。
- そのためには、元請負人と下請負人が、法律やルール等をしっかり理解し、遵守することが必要です。
- こうしたことを踏まえ、取引を適正に行うために注意すべき点などを説明した動画を作成し、国土交通省のYouTubeチャンネル「MLIT channel」にアップしています。

みんなで守る！建設業の適正取引 ～建設企業のための適正取引ハンドブック(第3版)～
MLIT channel : <https://youtu.be/rsq2aKnMBFE>

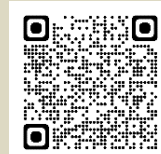
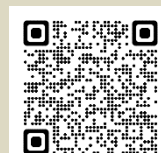


- 動画は、建設業法違反となる行為や、目指すべき取引のあり方などをまとめた「建設企業のための適正取引ハンドブック」を基に、建設工事の請負契約における適正な取引について説明しています。
- また、より理解を深めるため、「建設業法令遵守ガイドライン」も併せてご覧ください。

(参考資料)

- 建設企業のための適正取引ハンドブック(第3版)
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001585799.pdf>

- 建設業法令遵守ガイドライン(第8版)
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001493865.pdf>



建設業法令遵守に関する説明をいつでも閲覧できますので、法令遵守の講習会や社内研修などでお役立てください！

建設キャリアアップシステムとは

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通しをもて**、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置

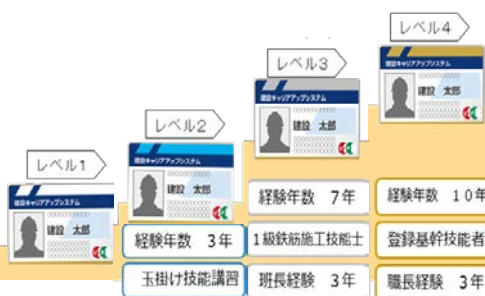


技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



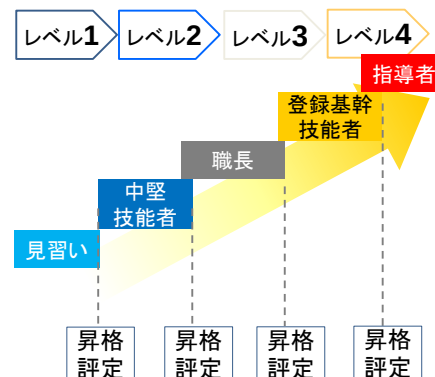
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

技能者の登録数

150.6万が登録

※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人

事業者の登録数

27.4万社が登録

※うち一人親方は9.3万社

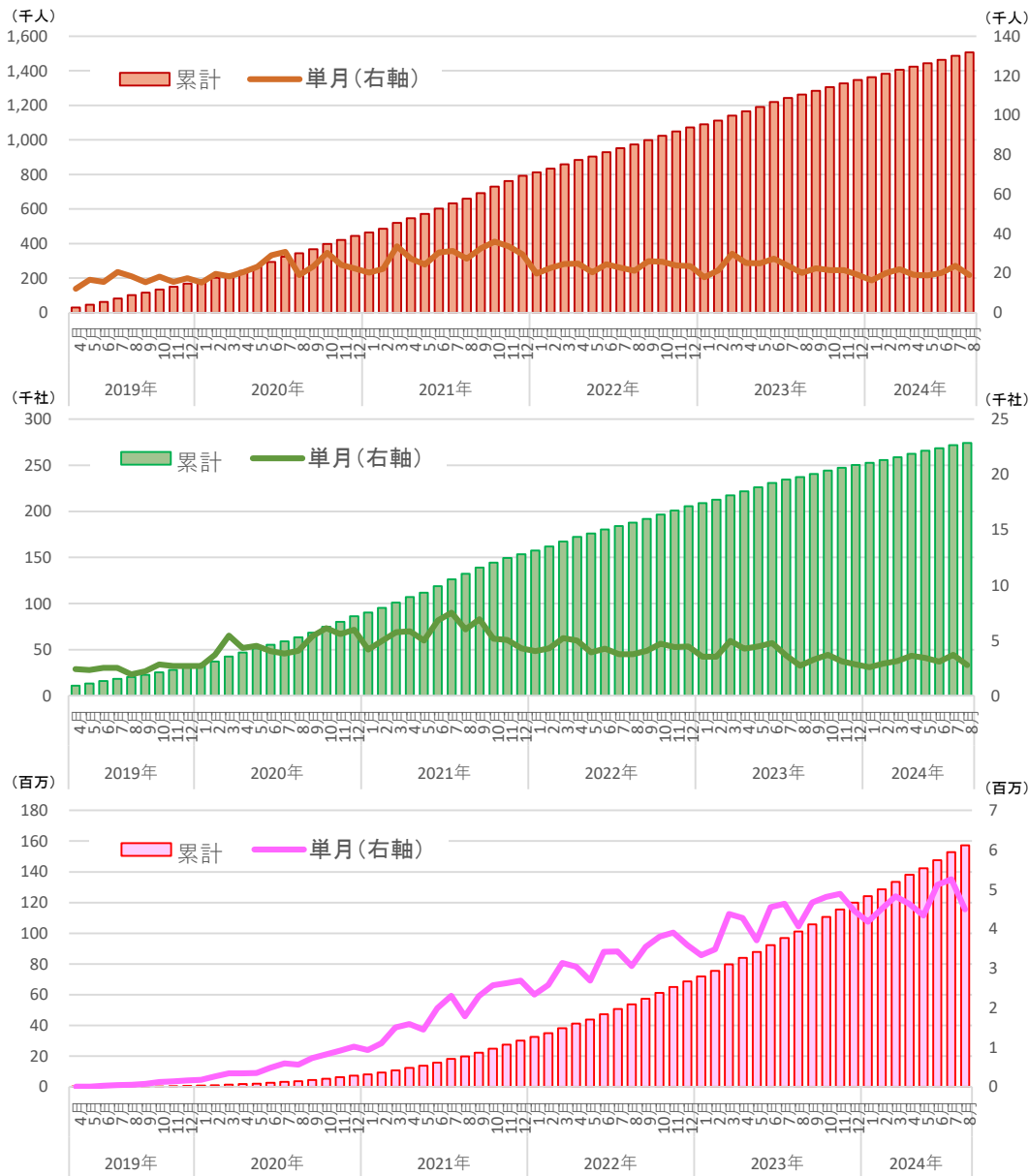
就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 15,000万突破

※8月は450万履歴を蓄積
(前月からの減少はお盆要因)

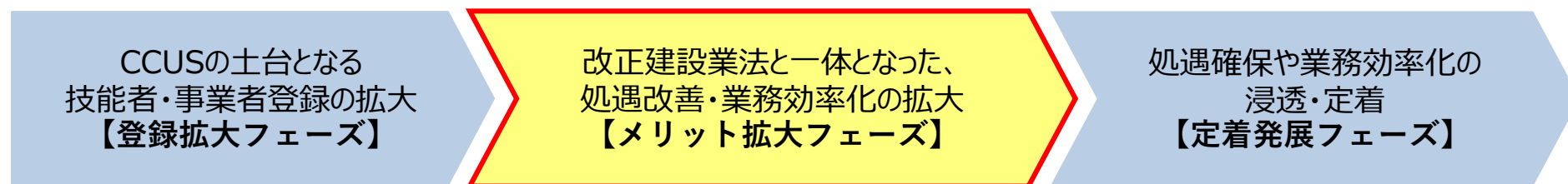
出所:建設業振興基金データより国土交通省



※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

1. 経験・技能に応じた処遇改善

(1)「労務費の基準」に適合した労務費・賃金の支払確保

- ・改正建設業法に基づき、「労務費の基準」を踏まえた労務費を下請業者まで行き渡らせ、その上で、下請業者には、CCUSの技能レベルに応じた賃金（レベル別年収）の支払徹底を求める。これらが実効性あるものとなるよう、「建設Gメン」が監視。（R7-）
- ・そのため、まずは「労務費の基準」の作成を進めるとともに、その活用方法についても検討を進める（R6-）
- ・また、標準約款に、適正な労務費・賃金支払へのコミットメント（表明保証）に関する条項を追加することを検討するとともに、その検討に資するよう、発注者から元請に支払った労務費が技能者まで行き渡ることを担保する契約上の取組について検討・試行（R6-7）
- ・さらに、「建設Gメン」が発注者、元請、下請に対して、改正建設業法に基づく新たなルールに係る取引実態を調査開始（R6-7）
- ・改正建設業法による労務費の確保と行き渡りがレベル別年収に見合う賃金支払に結びつくよう、「労務費の基準」とレベル別年収との数的関係を整理（R6-7）
- ・上記のほか、「労務費の基準」とCCUSとの連携の在り方を検討

(2)CCUSレベル別年収の改定

- ・レベル別年収の示し方等について検討の上、令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるCCUSレベル別年収へ改定（R6-7）

(3)CCUSレベルに応じた賃金支払の確認システムの構築

- ・適正な賃金支払の状況を簡便に確認するシステムの検討。（R6-7）
- ・CCUSレベルに応じた賃金の支払状況を踏まえ、「建設Gメン」が労務費の行き渡りの確認と必要な改善指導（R7-）

(4)法定福利費の支払確保（社会保険加入の徹底）

- ・法定福利費についても、改正建設業法に基づく確保・行き渡りを検討し、CCUSにより確認される社会保険加入状況に応じて、「建設Gメン」が発注者に対して法定福利費の支払徹底を調査・指導（R7-）

(5)CCUSレベルに応じた賃金・手当制度の倍増

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当制度への支援の検討（R6-7）
- ・元請企業等によるCCUSの能力評価等を反映した手当支給の取組について、事例数を倍増することを目標に、手当制度の充実を関係業界へ働きかけ（R6-）

(6)CCUSを活用した「技能者を大切にす適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当支払い等を行う「技能者を大切にす適正企業」の自主的宣言制度を創設した上で、宣言した企業を国交省HP等に掲載（R6）
- ・表彰、経審での加点等のインセンティブの導入や推進目標の設定などを検討、より水準の高い取組を行う企業の認証制度の構築（R7-8）

(7)外国人材の適正な処遇の確保

- ・能力レベルに応じ日本人と同等の賃金支払を確認できるよう、特定技能外国人が就業履歴を蓄積し、能力評価を受けるようになる方策の検討（R6-）

(8)施工能力等の見える化評価の促進

- ・施工能力等の見える化評価の元請・発注者と連携した見直し及び高い評価を受けた企業の受注機会拡大につながる方策の検討（R6-7）

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

(1) 労務安全システムとの情報連携による事務の効率化

- ・ CCUS登録情報を労務安全システム側で利用可能とし、データ入力作業等や安全書類（各種帳票等）の作成を効率化 (R6)
- ・ 技能者を雇用する下請業者がCCUSに集約された入退場データを活用して技能者ごとの出面管理ができるよう、労務安全システムとの連携を推進 (R6-7)
- ・ その上で、業界団体等から事務作業の課題を聴取し、さらなる効率化のための取組を検討・実施 (R6-)

(2) 施工体制台帳の作成・提出義務の合理化

- ・ 公共発注者への施工体制台帳提出を要しない場合として、CCUSと連動させて台帳記載事項が閲覧できる場合を位置づけ、広く公共発注者に施工体制台帳の電子閲覧の導入を働きかけ (R6-)
- ・ 民間工事についても、発注者からの求めに応じて台帳を閲覧させる方法として、「CCUSと連動させて台帳記載事項を閲覧させる方法」を奨励 (R6-)

(3) CCUSを活用した現場管理作業の効率化

- ・ 特定建設業者及び公共工事受注者によるCCUS活用を強力に推進するため、改正建設業法に基づくICT指針に、CCUSを活用した現場管理作業の効率化を位置づけ (R6)

(4) 技能者のCCUS登録情報の確認の簡素化 (スマホアプリ上での確認等)

- ・ 技能者向けのスマホアプリ開発により、就業履歴、資格、建退共掛金の積立状況等を手元で確認できるよう対応 (R6-7)
- ・ CCUSに資格者証情報を登録した技能者が、紙の資格者証の携行が不要となるよう対応 (R7-)

(5) CCUSと建退共との連携完結による事務の効率化

- ・ CCUSからワンタッチで建退共の就労実績登録を可能とすることで、元請・下請における建退共事務を簡素化 (R7)
- ・ CCUSと連携した電子申請方式の普及を公共発注者に対して働きかけ (R6-)
- ・ 技能者の処遇改善に資する退職金共済制度のあり方を検討 (R6-)

(6) 適正な一人親方の確認の効率化

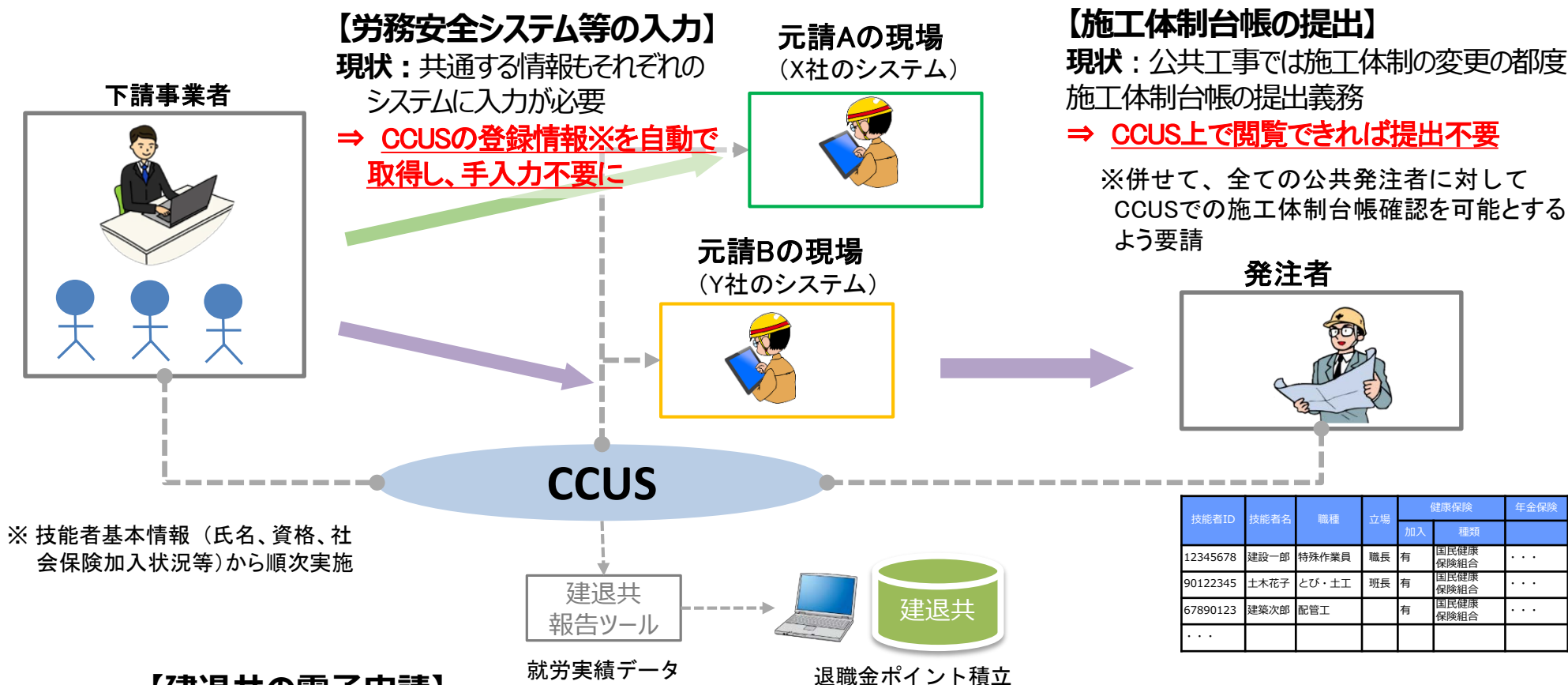
- ・ CCUS上で経験等が十分でない一人親方を確認できる機能を追加し、適正な一人親方の確認事務を効率化 (R6-)

(7) 現場管理への活用事例の横展開

- ・ CCUSを活用した現場管理等の効率化について、個社の取組事例を収集し、業界団体等と連携して横展開 (R6-)

「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した業務効率化

- CCUSの「共通のデータ基盤」としての機能を活用して、安全書類作成システムの入力、施工体制台帳の確認や建退共の積立等、元請・下請の様々な事務作業や現場管理を効率化し、働き方改革に貢献。



【建退共の電子申請】

- 現状：CCUSから建退共の電子申請をするために、一度専用ツールにデータを出力しなければならない
- ⇒ ワンタッチで建退共の就労実績登録を可能に (R7)

手元でCCUSの情報を簡単に確認できるツールの提供

- 技能者自身の就業履歴や保有する資格等を表示できる技能者アプリを提供。
- スマホ1つで資格者証の情報や建退共ポイントの確認等が可能に。

就業履歴を手元で確認(R6)

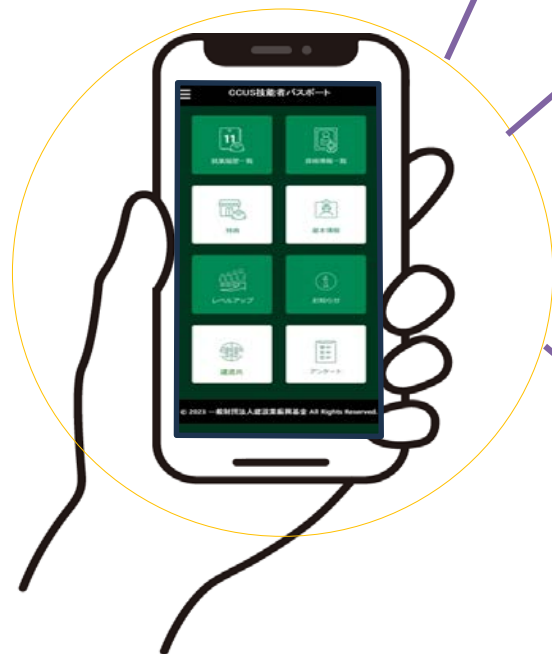
- いつ、どこで、どの職種・立場で就業したかが手元で確認可能に。
- 事前に登録していれば、有害物質取扱作業の履歴なども確認可能。

資格証の携行がスマホ1つで完結(R7-)

- CCUSに登録されている資格者証の画像をアプリに表示
スマホ1つで資格者証等の携行が完結。
(R6中に資格情報を整理)

建退共掛金の積立状況を手元で確認(R7)

- 就業履歴の蓄積に応じた、建退共掛金の積立状況と、退職金の見込み額が手元で確認可能に。
(現在は葉書での通知のみ)



3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

(1) カードリーダー等がないために就業履歴を蓄積できない現場の解消

- ・カードリーダーの無償貸与、就業履歴蓄積環境の整備に対する経審加
点等の支援の継続 (R6-)
- ・建設業者団体と連携し、安価なカードリーダーや電話発信、iPhone
のカードリーダー機能での就業履歴登録等、小規模現場向けの就業履
歴蓄積方法の周知を強化 (R6-)
- ・元請が現場登録しない場合の就業履歴の蓄積のあり方について検討
(R6-8)

(2) 公共工事・民間工事における就業履歴蓄積の推進

(i) 公共発注者に対する働きかけ強化

- ・受注者のCCUS登録や就業履歴の蓄積を促すための取組が拡大するよ
う、地方自治体に働きかけるとともに、取組状況を「見える化」 (R6-)
- ・自治体工事でもカードリーダー設置費用、現場利用料が費用計上され
るよう、直轄モデル工事における積算上の取り扱い等を例に導入を働
きかけ (R6-)
- ・就業履歴の蓄積状況に応じた経審加点制度の創設を検討 (R6-7)
- ・地域の理解を踏まえた直轄Cランクのモデル工事を引き続き推進(R6-)

(ii) 民間工事発注者への周知啓発

- ・CCUSを活用することで民間発注者に生じる具体的なメリットをわか
りやすく整理して周知徹底。(R6-)

(3) 技能者・事業者登録に係る事務負担の軽減

- ・CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士のわかりやすい紹介資
料を作成し、周知 (R6-)

(4) 能力評価の拡充

(i) 能力評価の負担軽減

- ・CCUS登録と能力評価のレベル判定のワンストップ化するとともに手
数料も減額 (R6)
- ・能力評価手数料に対する助成制度についてわかりやすく周知し、制度
活用を促進 (R6-)

(ii) 評価基準の策定・充実

- ・今後3年間で、原則すべての技能者が能力評価基準の対象となるよう
取り組むこととし、専門工事業団体が行う基準案の策定を支援（調査検
討費の助成等）(R6-8)
- ・工事の繁閑がある場合でも技能者の稼働率を維持可能とし、人材不足
にも対応できるよう、「多能工」に係る評価基準を作成する場合の統一
ルールを策定。各専門工事業団体のニーズに応じ、「多能工」に係る能
力評価の基準づくりを支援。 (R6-)
- ・各専門工事業の実態に応じてよりの確に能力評価を行うことを可能と
するため、現行の4段階の細分化や製造・加工現場で従事する技能者の
扱い等について検討し、ガイドラインを見直し (R6-)
- ・住宅建築分野における能力評価基準の策定 (R6-7)

(5) 技能者自身で能力評価申請ができる環境の構築

- ・技能者自身が所属会社に頼らずに資格情報等の更新や能力評価の申請
等を行えるアプリ等を開発 (R7-)

(6) 求人情報サイト等を活用した能力評価の促進

- ・ハローワーク、求人・求職情報サイト掲載時にCCUSの技能レベルを記載でき
るよう関係機関に働きかけ (R6-)

国土交通省大臣官房技術調査課・官庁営繕部整備課・公共事業調査室他まとめ
令和5年10月から12月に稼働している全国550件の直轄工事を対象に点検を実施

○建設業法違反はのべ2件

- ①施工体制台帳の記載事項のうち下請負人に関する事項について、「下請契約の締結年月日」が記載されていなかった。
 - ②「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されてはいるが、施工体系図が進行中の工事に合っていない(変更されていない)内容であった。
- ※違反があったのべ2件の工事については、受注者に改善指示を実施し適切に処理

○下請との契約・支払関係の指導事項

★当初契約に関する指導事項 →37(6.7%)件

・一部の下請契約で契約工種、工事数量が記載されているが、建設機械費又は材料費が含まれているかどうか明記されていない →32件

・一部の下請契約で建設機械費又は材料費が含まれているか否かが明記されているが、契約工種、工事数量が明記されていない →1件

・全て又は一部の下請契約で契約工種・工事数量が明記されていない部分があり、機械費や材料費が含まれているか否かも明記されていない →4件

★変更契約時での下請契約に関する指導事項 →5件(0.9%)

・追加工事や内容変更において相互に署名又は記名押印している変更契約書が確認できない → 5件

★下請代金支払いに関する指導事項 →4件(0.7%)

直轄工事受注者はさすがに法令遵守を厳しく重んじている様子がうかがえます。
引き続きよろしくお願いします。

○中国地方整備局における監督処分等事例

令和5年度は、大臣許可業者3業者に対して営業停止処分、同じく1業者に指示処分を実施

★事例1 談合・贈賄等（公契約関係競売等妨害罪）

- ・事案概要：公共工事発注担当者から予定価格に近似した価格の教示を受け、他社と共謀し偽計を用いて公正な入札を妨害（行為者は執行猶予付きの懲役刑が確定）
- ・処分内容：営業停止（該当工事業種について60日間）

★事例2 資格要件を満たさない技術者を工事現場・営業所に配置、経営事項審査に記載

- ・事案概要：資格要件を満たさない技術者を工事現場・営業所専任技術者に配置し、経営事項審査申請における技術者名簿に記載することで不正に加点を受けた
- ・処分内容：営業停止（該当工事業種について最大67日間）・指示処分（再発防止策の徹底）

★事例3 工事関係者の死亡事故（労働安全衛生法違反）

- ・事案概要：工事現場において、必要な転落防止措置を怠ったことにより、死亡事故が発生
- ・処分内容：営業停止（該当工事業種について3日間）・文書勧告

★事例4 工事関係者の負傷事故（労働安全衛生法違反）

- ・事案概要：工事現場において発生した労働災害について、虚偽の事実を記載した労働死傷病報告書を労働基準監督署に提出
- ・処分内容：指示処分（再発防止策の徹底）

監督処分基準による主な営業停止事案と営業停止期間

談合・贈賄等

○刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）
補助金等適正化法違反、独占禁止法違反

- ・代表権のある役員 **1 年**
- ・代表権のない役員等及び令3条の使用人 **1 2 0 日以上**
- ・その他職員 **6 0 日以上**
- ・独禁法に基づく排除措置命令 又は
課徴金納付命令 **3 0 日以上**

※国土交通省においては、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的として、監督処分を行う場合の統一的な基準を定めている

事 故

○公衆危害

公衆に死亡者 又は 負傷者3名以上の事故で
役職員が業務上過失致死傷罪 **7 日以上**

○工事関係者事故

工事関係者に死亡者又は負傷者3名以上の事故で
業務上過失致死傷罪 **3 日以上**

請負契約に関する不誠実行為

- 競争参加資格確認申請書等の虚偽記載 **1 5 日以上**
- 虚偽申請による経審結果の発注者への提出 **3 0 日以上**
- 監査加点、かつ、監査書類等への虚偽記載 **4 5 日以上**
- 一括下請負 **1 5 日以上**
- 主任技術者・監理技術者の不設置 **1 5 日以上**
- 不正受検による資格取得者の現場配置 **3 0 日以上**
- 手抜き・粗雑工事による重大な瑕疵 **1 5 日以上**
- 施工体制台帳等の不作成又は虚偽作成 **7 日以上**
- 無許可業者との請負契約 **7 日以上**

他法令違反等

- 建設工事の施工等に関する他法令違反
(建築基準法、労働基準法、特定商取引法、賃貸管理適正化法)
3 日以上 又は 7 日以上
(宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物処理法)
7 日以上 又は 1 5 日以上
- 役員等による信用失墜行為等
(法人税法、消費税法等の税法違反、暴力団対策法、
健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法違反)
3 日以上 又は 7 日以上
- 履行確保法違反 **7 日以上 又は 1 5 日以上**

中国地方整備局ホームページからも、次のような参考資料が入手できます。是非、ご覧下さい。

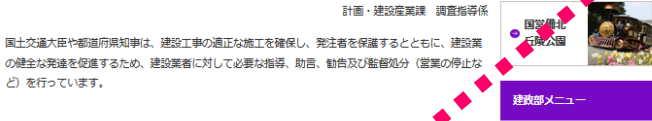


〔中国地方整備局建政部HP〕
のホーム画面の「建設業・建設
関連業」をクリック。

「法令遵守及び指導・監督
（法令遵守情報サイト）」を
クリック。



法令遵守及び指導・監督（法令遵守情報サイト）



法令遵守及び建設業法令遵守推進本部

- 建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省ホームページ）
- 建設業法に基づく適正取引について Q&A（令和5年4月改訂）
- 施工体制台帳の作成等について（令和3年3月2日改正）

〔建設業法令遵守推進本部の取り組み〕
中国地方整備局では、平成19年4月より、建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業者の法令違反情
報等の収集や建設業者への指導、監督を行っています。

● 令和4年度活動方針

関係通知

- 建設業関係の各種通知

〔参考資料・パンフレット〕

建設業のための適正取引ハンドブック

建設業法令遵守ガイドライン（第10版）

ー 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 ー

このガイドラインの概要は、本日の
資料に含まれています。
元請負人と下請負人との関係に関
して、どのような行為が建設業法に
違反するか等が具体的に示されて
います。



施工体制だけでなく、建設業
における適正な契約等について
も、簡潔に解説しています。
施工体制台帳、再下請負通知
書の記載例も掲載しています。



建設業法違反となる取引上の
行為や注意点と、目指すべき
取引のあり方等を簡潔に解説
しています。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところとす。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

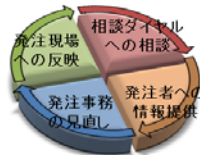
- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば...>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに...

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

価格転嫁に関する情報

- 発注者との契約後における資機材価格の高騰等への対応についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せいただいた情報は、国土交通省が建設関係、出発品・場合によっては、予てご了承ください。



法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただきます。個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承ください。

E-mail: hgt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

以上で終了です。

お疲れ様でした。

